

第2章 全体構想

1. 都市の将来像

(1) 鳥羽市の将来像

鳥羽市の将来像は、第5次総合計画に即し設定します。

本市は人口2万2千人ほどの小さな市ですが、全域が伊勢志摩国立公園に指定され、美しい海や島、歴史あるまちのなかに、人々の営みが息づいています。また、人々の営みがあるからこそ、自然や風景の美しさが保たれ、地域の伝統や文化が守り育てられています。

そして、このような豊かな自然や特有の地域文化に魅力を見出し、多くの観光客が私たちのまちを訪れています。

人口減少や産業の低迷など、厳しい状況におかれている今こそ、このような豊かな資源とともにある私たちの営み(暮らしや産業)に一層磨きをかけ、それを私たちのまちの個性として伸ばし、その輝きを大きく広げていくという思いを込め、「真珠のようにきらり輝く鳥羽」を本市の将来像と定めます。

真珠のようにきらり輝く鳥羽

～将来像「真珠のようにきらり輝く鳥羽」にこめられた思い～

●磨きをかける

他にはない特徴や素材を有していても、磨かなければ輝きもくすんでしまいます。私達の暮らし、来訪者へのおもてなし、人に対する思いやりの気持ちなどに、一層磨きをかけていきます。

●個性を伸ばす

同じ輝きのなかにも、それと分かる輝きをもつ、つまり「きらり」と光る個性を伸ばしていくことを大切にします。子ども達の個性、市民一人ひとりの個性、そして各地域の個性を伸ばす取組みを進めます。

●輝きを広げる

初めは小さな輝きでも、一つひとつが磨かれ、集まれば、輝きは大きく膨らんでいきます。輝きをもつ人や地域、取組みをつなげていくことによって、全国や世界に対して輝きを放ち、存在感を發揮します。

(2) 将来人口

将来人口については、第5次総合計画に即し設定します。

1) 将来人口の設定の考え方

国立社会保障・人口問題研究所が平成20年12月に報告した「日本の市区町村別将来推計人口」において、本市の将来人口は平成32年に18,000人まで減少すると予測しています。

計画策定にあたっては、この将来人口を基準に、子育てに関する施策や地元雇用の取組みを推進させることで人口減少を抑制するものとします。

- ① 子育て世代（25～34歳）と、その子ども（0～9歳）の市外への流出を抑えるとともに、市外からの流入を促進させる。
- ② 子ども女性比*を高める。
- ③ 若者（15～24歳）の市外への流出を抑える。

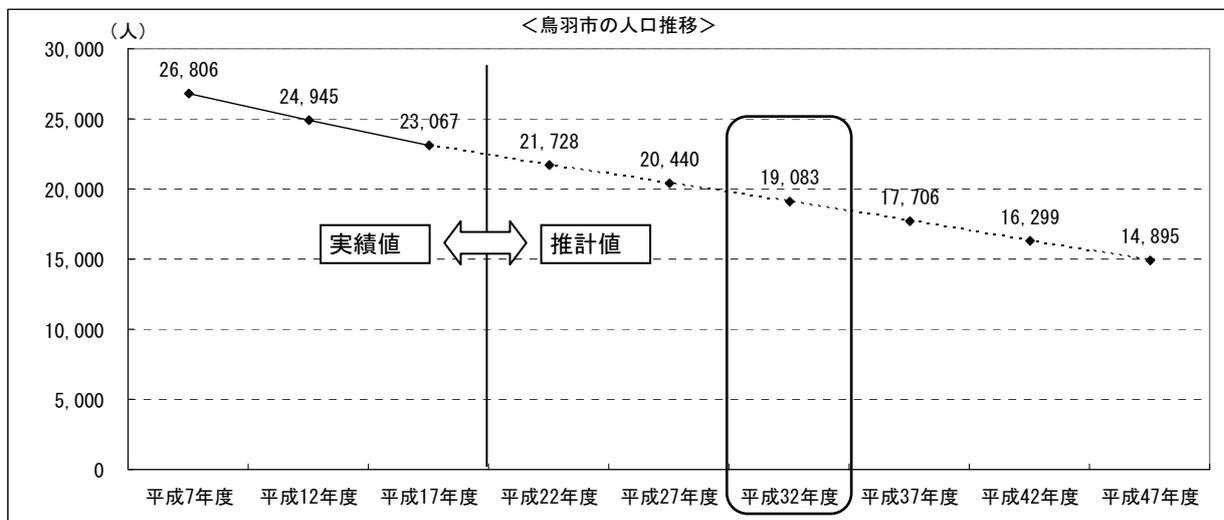
* 子ども女性比:15～49歳の女性人口に対する0～4歳人口の比

	平成17年度		平成32年度	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
0～14歳	3,047	13.2%	2,505	13.1%
15～64歳	13,897	60.3%	9,730	51.0%
65歳以上	6,123	26.5%	6,848	35.9%
合計	23,067	100.0%	19,083	100.0%

(資料: 国勢調査)

2) 将来人口の設定

以上の考え方から、平成32年における将来人口を19,000人と設定します。



注) 実績値は各年度の10月1日現在の値。

(資料: 国勢調査)

(3)都市づくりの目標

都市づくりの主要課題、および総合計画における将来像を踏まえつつ、今後の鳥羽らしさの強化に着目した都市づくりの目標を設定します。

1)都市づくりの基本的な考え方

本市は、全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、美しい自然の風景や、国際観光文化都市としての豊かな地域資源を有効に活用していくため、これまでの「開発を基調としたまちづくり」から、「環境育成・資源活用を基調としたまちづくり」に転換することが求められています。

このため、以下のような基本的な考え方に基づき、個性と魅力ある持続的発展可能な都市づくりを推進していく必要があります。

- ①市域全域が伊勢志摩国立公園に指定されている優れた自然と多様な景観を守り育てる、「環境」の都市づくり
- ②多様な地域資源の活用による、国際観光文化都市としての賑わいの創出や、地域産業の成長を促す、人・モノ・文化の「交流」の都市づくり
- ③質の高い安全で快適な生活環境が確保され、多様な暮らし方を選択できる「定住」の都市づくり

2)都市づくりの目標

都市づくりの基本的な考え方を踏まえて、今後の都市づくりの目標を以下のように設定します。

①世界に誇れる豊かな自然や歴史を守り育てる“環境都市”づくり

【優れた自然環境を魅力とするまち】

人と自然が共生する優れた自然環境を魅力とするまちをめざします。

【鳥羽の歴史風土を活かした美しいまち】

鳥羽の歴史風土を活かし、個性と魅力ある景観に愛着と誇りが持てる美しいまちをめざします。

【環境にやさしいまち】

CO₂排出量が抑制された、地球環境にやさしいまちをめざします。

②多くの人々で賑わい、郷土の豊かさが感じられる“交流都市”づくり

【まちの中心が賑わうまち】

鳥羽港佐田浜地区～鳥羽駅～市役所～商工会議所周辺一帯が、多くの人々で賑わうまちをめざします。

【産業が成長するまち】

魅力ある商業環境が形成され、市民の雇用を支える企業が立地するなど、農漁業、商工業等の地域産業が持続的に成長するまちをめざします。

【観光交流が活発なまち】

市内に広く分布する特色ある地域資源を活かした観光交流が活発なまちをめざします。

③安心・快適な生活基盤が整った住み続けたくなる“定住都市”づくり

【住み続けたい、住んでみたくなるまち】

生活基盤が整い、安心、安全な市民生活が確保された、住み続けたい、住んでみたくなるまちをめざします。

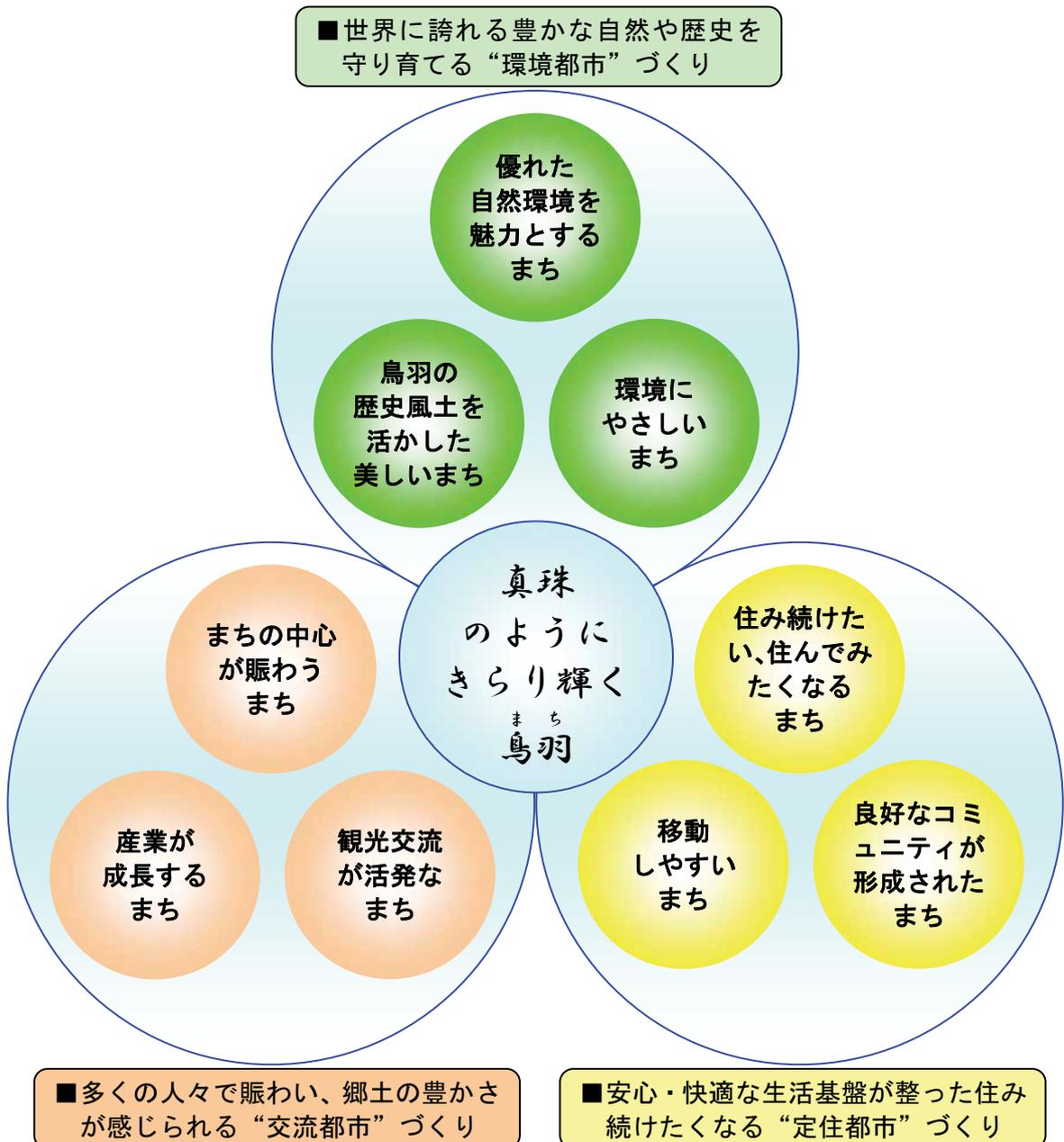
【移動しやすいまち】

生活道路や公共交通サービスが充実した、誰もが移動しやすいまちをめざします。

【良好なコミュニティが形成されたまち】

憩いの場や公園緑地などが充実し、良好なコミュニティが形成されたまちをめざします。

<鳥羽市の将来像と都市づくりの目標>

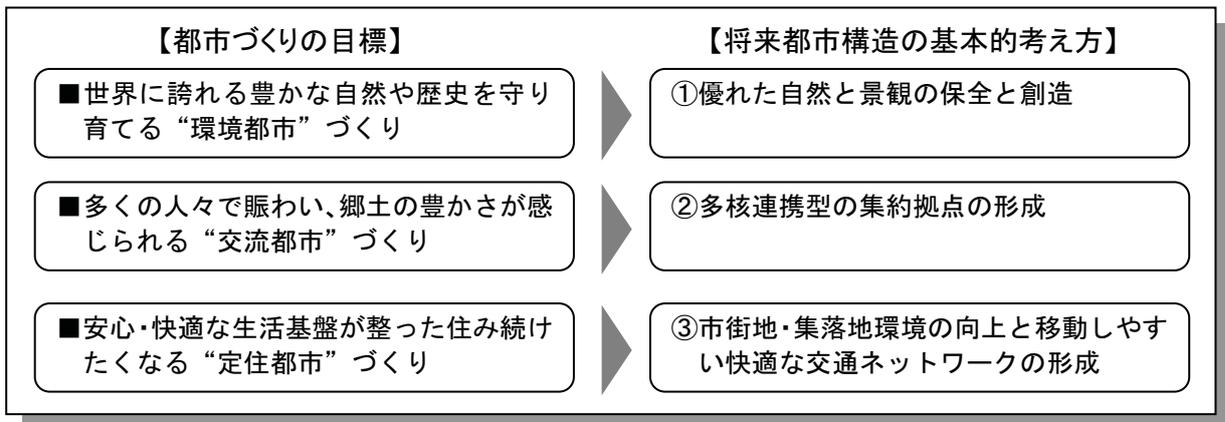


(4) 将来の都市構造

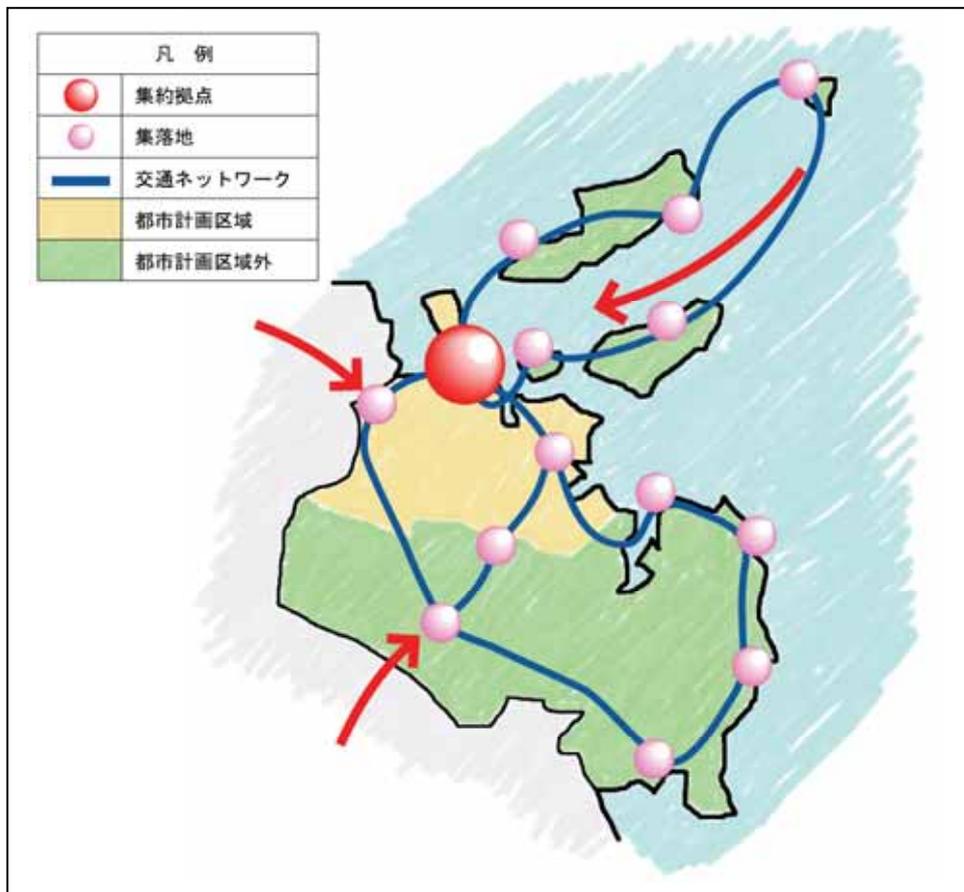
将来都市構造は都市づくりの目標を実現するとともに、都市の持続的な発展方向に対応する都市の基本的な姿を明らかにするものです。また、その構成は拠点・ゾーンと軸(ネットワーク)で構成され、将来の土地利用や都市施設等は、この都市構造を基本として設定されます。

1) 将来都市構造の基本的な考え方

優れた自然と景観の保全・創造、多核連携型の集約拠点の形成、市街地・集落地環境の向上と移動しやすい快適な交通ネットワークの形成を基本とし、拠点・集落が連携する集約型都市構造の実現をめざします。



<集約型都市構造の概念図>



①優れた自然と景観の保全と創造

【対応する都市構造】

- 市の資産である優れた自然や美しい景観をはじめ、自然の中で育まれてきた農林業資源の保全と活用をめざします。

農林振興保全ゾーン
自然環境保全・活用ゾーン

②多核連携型の集約拠点の形成

【対応する都市構造】

- 鳥羽駅周辺の中心市街地では観光、商業・文化等、安楽島周辺においては商業・業務等の機能集積と連携により、さらなる魅力づくりや滞留性・回遊性を向上させ、幅広い世代で賑わう拠点の形成をめざします。

広域交流拠点
市民生活拠点

- 鳥羽城跡を中心とした市街地周辺では、港町・城下町としての歴史・文化が感じられる空間形成をめざします。

歴史・文化拠点

- 広域交通基盤を活かし産業機能の強化をめざします。

産業拠点

- 多様な自然、歴史・文化資源等を活かし、観光・レクリエーション機能の維持・向上をめざします。

観光・レクリエーション
拠点

③市街地・集落地環境の向上と移動しやすい快適な交通ネットワークの形成

【対応する都市構造】

- 無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制し、市街地や集落地での居住環境の向上や個性と魅力ある地域づくりをめざします。

市街地ゾーン
既存集落ゾーン

- 環境への負荷の少ない公共交通を中心とした快適な移動環境の充実とともに、各拠点を連携する幹線道路網の強化をめざします。

広域連携軸
地域連携軸

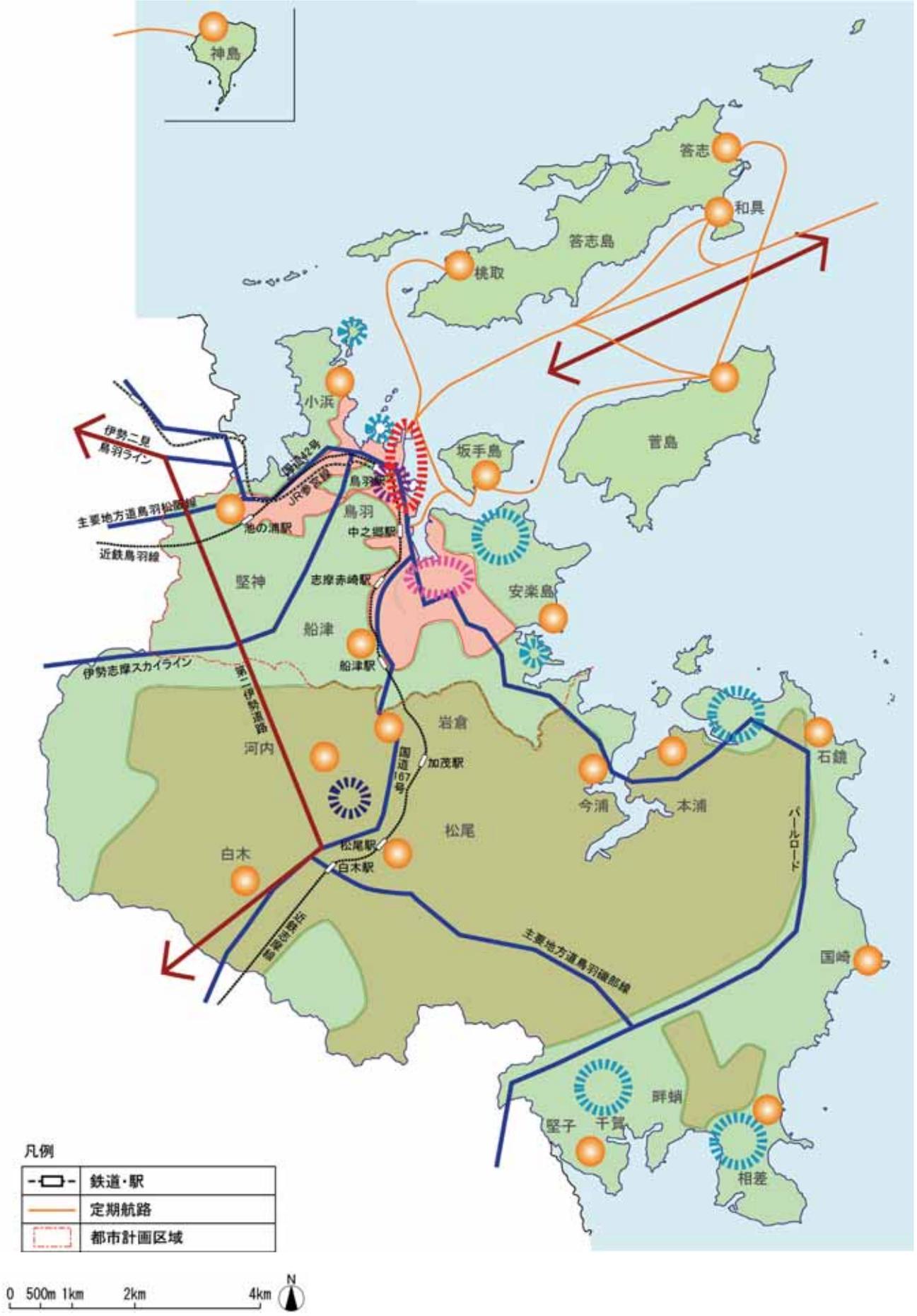
2) 将来都市構造の設定

将来都市構造の基本的な考え方を踏まえ、都市構造を構成する拠点・ゾーン、軸(ネットワーク)を以下のように設定します。

■ 将来都市構造の設定

名 称		内 容	
拠点	広域交流拠点		本市の玄関口である鳥羽駅周辺を、賑わいと活気のある広域交流拠点と位置づけ、アクセス*機能や観光交流機能等を強化します。
	市民生活拠点		大規模商業施設や商工会議所、市民の森・鳥羽中央公園一帯を、本市の市民生活拠点と位置づけ、商業・業務機能をはじめ、教育・文化、生涯学習、スポーツ・レクリエーション機能等を強化します。
	産業拠点		第二伊勢道路インターチェンジ周辺の松尾工業団地を地域雇用の受け皿となる産業拠点と位置づけ、周辺環境と調和した企業誘致を推進します。
	歴史・文化拠点		鳥羽城跡を中心とした市街地を歴史・文化拠点と位置づけ、港町・城下町としての個性豊かな歴史・文化を活かしつつ、まち並みの修景整備と生活環境を高めていきます。
	観光・レクリエーション拠点		本市の優れた観光・レクリエーション資源周辺を観光・レクリエーション拠点と位置づけ、観光資源の魅力を維持・向上するとともに、各拠点での滞在性や相互の回遊性を高めます。
ゾーン	市街地ゾーン		市街地ゾーンでは、居住、商業、工業等の都市機能*の適切な配置や、道路、公園、生活排水処理施設等の充実に努めるなど、快適で安全・安心な市街地環境を形成します。
	既存集落ゾーン		既存集落ゾーンでは、集落における生活環境を維持・向上するとともに、自然環境の保全や農林漁業の振興との調和に留意します。
	農林振興保全ゾーン		農林振興保全ゾーンでは、農林業の振興をめざし、健全な森林資源の維持管理や優良な農地の保全に努めます。
	自然環境保全・活用ゾーン		自然環境保全・活用ゾーンでは、本市の居住魅力や観光魅力である豊かな自然環境の保全と活用を図ります。特に、伊勢志摩国立公園の特別地域については優れた自然環境や美しい景観を保全するとともに、普通地域については無秩序な開発を防止します。
軸	広域連携軸		広域的な観光交流や産業機能の向上を図るため、広域連携軸を位置づけ、第二伊勢道路等の地域高規格道路の整備を促進します。
	地域連携軸		地域や市内における円滑な道路交通を確保するため、地域連携軸を位置づけ、国道・県道等の効果的な整備を進めます。また、地域連携軸を中心に、鉄道、バス、定期航路などの公共交通の機能を強化します。

将来都市構造図



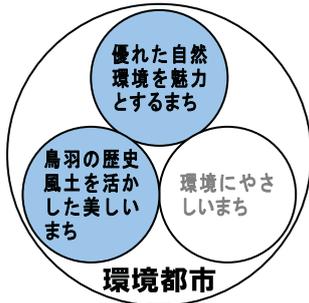
2. 都市づくりの方針

都市づくりの方針は、都市づくりの目標を実現していく上での課題に対応する方針を分野別に明らかにするものです。

(1)土地利用の方針

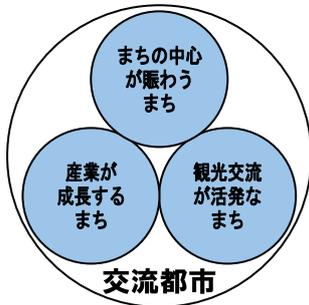
1)土地利用の基本的な考え方

【環境都市】



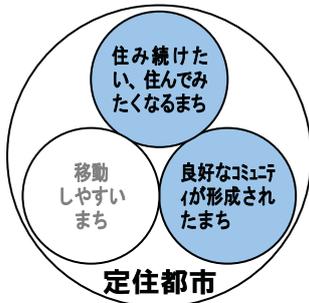
- リアス式海岸や島々が織りなす美しい景観など、海と緑の優れた自然や美しい景観を後世に継承し、環境にやさしい自然豊かなまちづくりを進めます。
- 鳥羽固有の優れた自然と地域風土に培われた歴史・文化や農漁村の風景を活かすとともに、市街地内の緑地空間や水辺空間の確保など、鳥羽固有の自然や歴史文化と調和した土地利用を推進します。

【交流都市】



- 自然豊かなまち、観光のまちとしてのブランドイメージをさらに高めていくため、自然環境を活用し、自然体験・環境学習や多彩な交流等を推進します。
- 広域的な玄関口である鳥羽駅周辺から鳥羽港佐田浜地区、市役所周辺、公共施設等が集積する安楽島地区などの中心部では、地域の活性化をめざし、既存の都市基盤や都市機能集積を活かした広域的な賑わい機能を強化します。
- 地域経済の活性化や雇用の場の確保、良好な居住環境の確保等に対応するため、周辺土地利用との調和を図りつつ、用途の適切な配置と誘導に努めます。

【定住都市】



- 住宅地、工業地、商業地等の未利用地等については、その有効利用および高度利用を促進するなど、合理的かつ効率的な土地利用を推進します。
- 用途地域*内およびその周辺の未利用地等については、宅地需要を踏まえつつ、用途地域の見直しを検討していきます。

2)土地利用の方針

＜市街地の区域＞

- 都市計画区域を中心に、既に市街地を形成している区域、およびその周辺の市街化が見込まれる区域については、今後、計画的に市街化を促進する「市街地の区域」として位置づけます。
- 市街化の見込みのない未利用地等については、用途地域の見直しを検討するとともに、計画的に市街化の促進を図る必要がある区域については適切な用途地域の設定を検討していきます。

【商業地】

①広域商業地区（鳥羽駅～鳥羽港佐田浜地区周辺の商業地域）

- 広域的な観光交流拠点としての賑わいを創出するため、都市計画制度等の活用により、観光・文化、居住機能などの多様な都市機能の集積を強化するとともに、鳥羽マリンタウン 21 計画などを推進します。
- 広域交流や地区内の定住化を促す商業・業務、文化等の都市機能の集約化を進めるため、商業地域または近隣商業地域の用途地域の指定を維持します。

②歴史・文化商業地区（城下町の歴史的まち並み～市役所周辺の商業・近隣商業地域）

- 広域商業地区に隣接する市役所周辺では、港町・城下町の歴史・文化が残る個性豊かな市街地を形成するため、地域特性との調和に留意した都市基盤施設の充実を行い、まちなか居住を促進します。
- 交流拠点としての賑わいの創出や定住の促進をめざし、魅力ある飲食・店舗の立地誘導や散策・回遊できる環境整備を推進します。
- 地域の歴史性と調和したまちづくりを推進するため、歴史的な建造物の保全と活用、まち並み景観の魅力向上とともに、大規模集客施設の立地を抑制する特別用途地区^{*}の指定を検討します。

③観光商業地区（小浜地区周辺の商業地域）

- 小浜地区周辺においては、観光地における滞在性を支える宿泊施設など、観光商業機能を維持するとともに、大規模集客施設の立地を抑制する特別用途地区の指定を検討します。

【住宅地】

①商業・業務住宅地区（安楽島地区の公共施設等集積地周辺の第2種住居・準住居地域）

- 安楽島地区の大型商業施設や業務施設をはじめ、教育・文化、生涯学習、スポーツ・レクリエーション等の機能が立地する区域については、商業・業務住宅地区として、既存施設の利用を促進する環境整備を行います。
- 市民の利便性を高めるため、医療・福祉、コミュニティなど多様な都市機能の強化に努めます。

- ・ 新たな大規模集客施設の立地を抑制し、関係機関と調整を行いながら、既存大型商業施設の維持を検討していきます。

②専用住宅地区（第1・2種低層・中高層住居専用地域）

- ・ 市街地外縁部で計画的に整備された低層戸建て住宅団地や中低層専用住宅地等については、地区計画や建築協定*等を活用し、今後とも専用住宅地区として良好な住環境を保全します。

③一般住宅地区（第1・2種住居・準住居地域）

- ・ 住宅と店舗、事務所等が混在する一般住宅地については、商業・業務等との調和に留意しながら住環境を保全します。
- ・ 国道42号、同167号沿いにおいては、秩序ある沿道景観を形成しつつ、商業・業務施設等を誘導します。
- ・ 住宅等に一部工場等が混在する地区については、住環境に配慮しつつ、職住共存の工業地を形成します。

【工業地】

①工業地区（大規模工業地のある工業地域）

- ・ 比較的大規模な工場等が立地する区域については、雇用の場を確保するため、景観等にも配慮しつつ工業の利便の増進に努めます。

②港湾地区（準工業地域）

- ・ 港湾機能を中心に、物流機能等の集積もみられる地区については、港湾機能を維持強化するとともに、物流機能等の維持増進に努めます。

<市街地外の区域>

- ・ 都市計画区域内で、上記の市街地に含まれない区域、および、都市計画区域外の区域を「市街地外の区域」として位置づけます。

①農漁村・集落地区（主な既存集落地）

- ・ 既存の農村・漁村の集落等については、生活環境の維持・向上や営農・営漁環境の保全に努めます。また、地域環境にふさわしくない建築物の規制など地域特性に応じた土地利用の誘導に努めるため、必要に応じて特定用途制限地域*の活用を検討します。
- ・ 漁村が有する魅力ある自然資源を活用した都市との積極的な交流を推進するため、漁村の生活環境の維持・向上に努めるとともに、水産業を核とする漁村の総合的な振興を促進します。
- ・ 市街地に隣接して農地等が散在する集落については、営農環境の保全に努めつつ、生活環境の維持・向上に努めます。

②工業地区（工業団地）

- ・ 松尾工業団地については、第二伊勢道路のインターチェンジに近い交通条件を活かし、地域雇用を確保するため、周辺環境・景観との調和に配慮しつつ企業誘致を推進します。

③農林振興保全地区（農業振興地域）

- ・ 農地は生産や景観、自然災害の防止等の機能を有しており、優良な農用地や田園景観を保全するとともに、遊休農地について農業体験の場となる市民農園等としての活用を検討します。
- ・ 森林については、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させ、健全な森林資源の維持増進に努め、適正な森林施業を実施することで、森林機能の充実に努めます。

④自然景観緑地地区（風致地区、市条例による景観保全地区）

- ・ 市街地を取り巻く背後の山地、樹林地等については、身近な自然に市民や観光客等が親しめ、鳥羽の景観魅力を支える重要な緑地であることから、自然景観緑地地区として位置づけ、その保全・活用に努めます。また、採石等により自然形態をとどめていない区域については、その緑化に努めます。

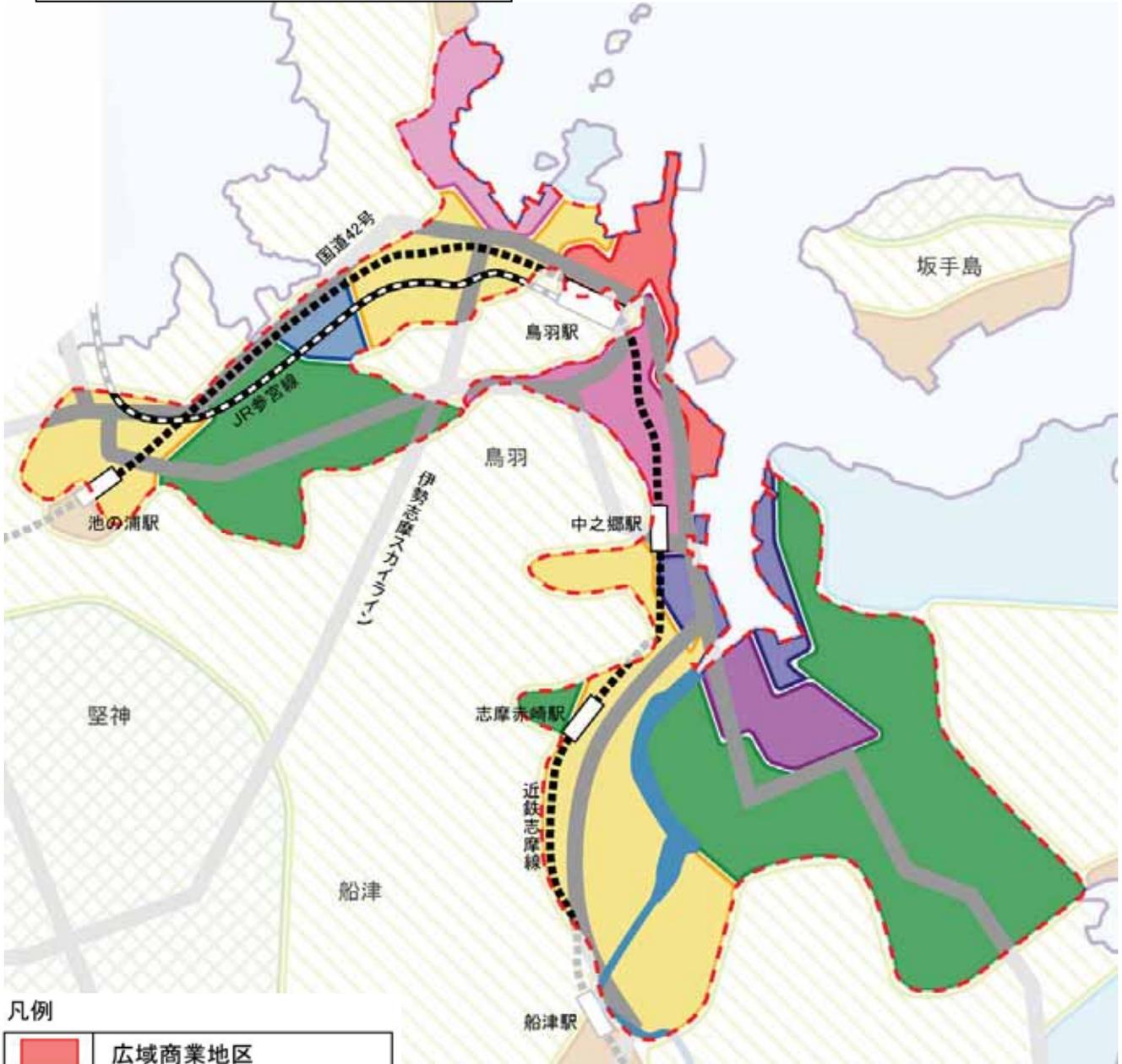
⑤自然環境保全地区（国立公園特別地域）

- ・ 伊勢志摩国立公園の特別地域については、優れた自然環境や美しい自然景観を保全するとともに、自然とふれあうレクリエーションの場として活用します。

⑥観光・レクリエーション地区（観光・レクリエーション地）

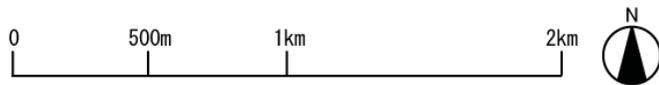
- ・ 観光・レクリエーション施設等が集積する地区については、地域の自然や歴史・文化遺産等を活かした、個性的な観光・レクリエーション機能の充実に努めます。

土地利用方針図 <市街地の区域>

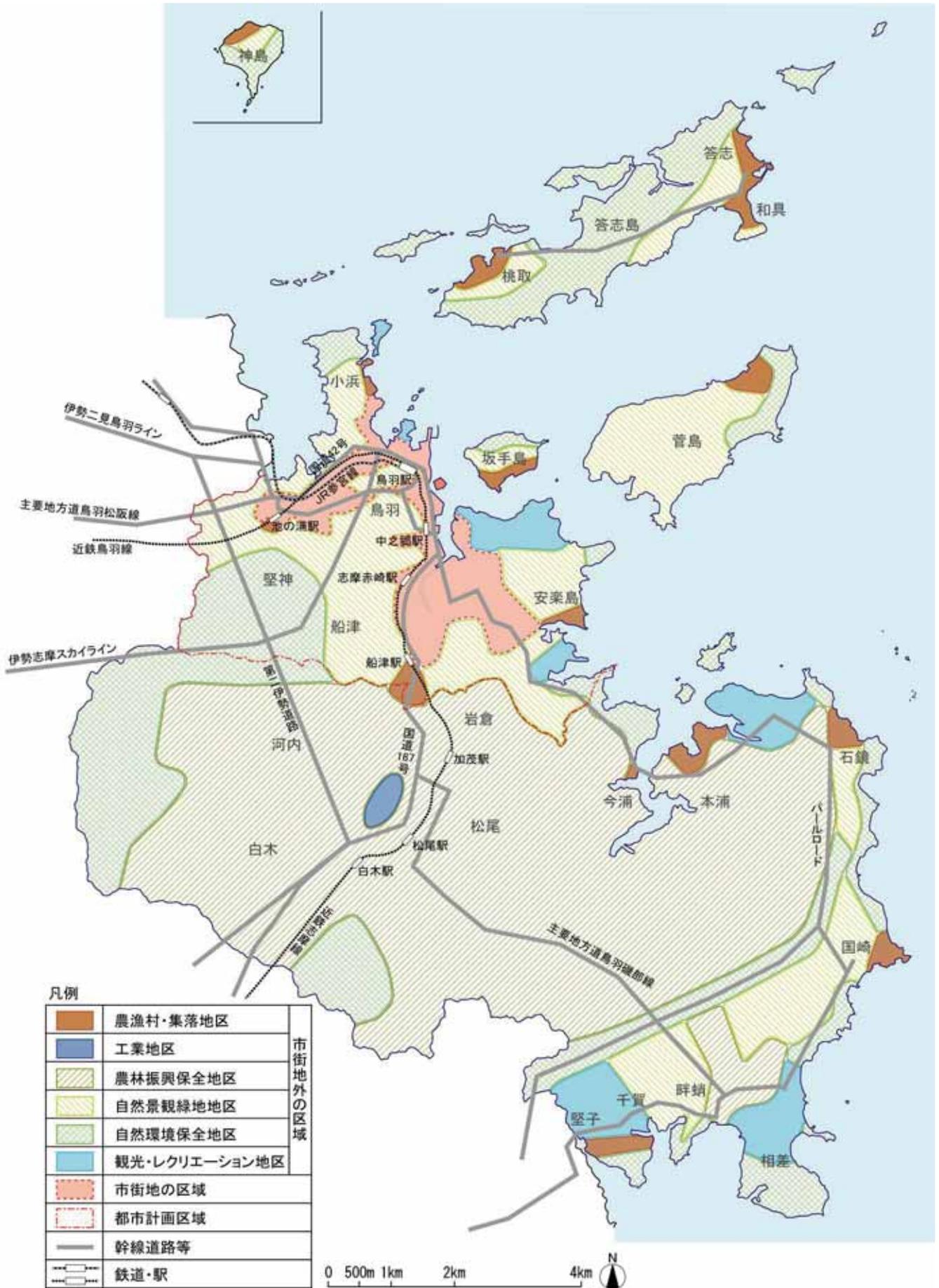


凡例

	広域商業地区
	歴史・文化商業地区
	観光商業地区
	商業・業務住宅地区
	専用住宅地区
	一般住宅地区
	工業地区
	港湾地区
	市街地の区域
	幹線道路等
	鉄道・駅
	河川



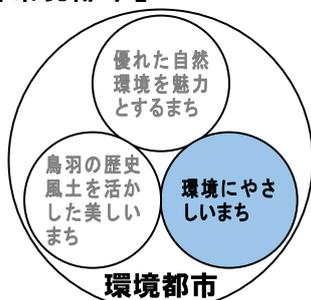
土地利用方針図 <市街地外の区域>



(2)道路・公共交通の方針

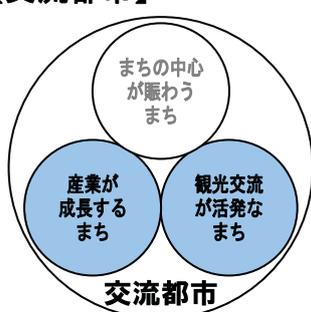
1)道路・公共交通の基本的な考え方

【環境都市】



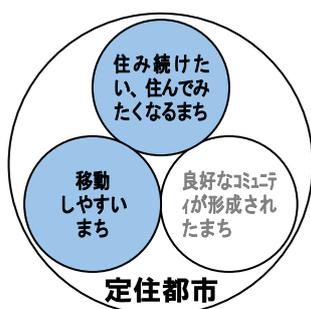
- 鉄道や路線バス、市営定期航路の利便性の向上などにより公共交通の利用を促進し、環境負荷の軽減に努めます。

【交流都市】



- 道路にあっては、広域および市内交通の円滑な連携を図るため、既存ストックを有効に活用しながら交通需要や都市機能の連携に対応するとともに、安全性や沿道環境を考慮し、道路の役割に応じた階層的な道路ネットワークの構築を進めます。
- 離島地域を含む地域間の連携強化や、市の主要産業の一つである観光業の振興をはじめ、市民交流、地域振興に貢献する交通体系をめざします。

【定住都市】



- 日常の生活道路にあっては、安全で快適な交通環境を確保するため、市民の協力を得ながら、狭あいな道路の改善に努めます。
- 安心して通行できる道路環境を確保するため、鳥羽市の特性と調和した快適な道路空間の確保や、バリアフリー[※]化の推進に努めます。
- 「鳥羽市地域公共交通総合連携計画」に基づき、公共交通の経営健全化に向けた効率的な運行(運航)に努め、鉄道、路線バス、市営定期航路が一体として機能する「鳥羽市コミュニティ[※]交通システム」の確立をめざします。

2)道路の方針

①広域アクセスを強化する主要幹線道路(高規格道路)の整備

- 新たな東西交通軸(太平洋新国土軸)として、静岡県浜松市から渥美半島を縦貫し、伊勢湾口部を横断して志摩半島に至る伊勢湾口道路の早期実現に努めます。
- 広域的な観光・交流の促進や物流効率の向上のため、伊勢地域と志摩地域を結ぶ伊勢志摩連絡道路の整備を促進します。
- 第二伊勢道路と南鳥羽地域を連絡するアクセス軸の強化に努めます。

②地域間連携強化を図る幹線道路等の整備

- 周辺地域との安全で円滑な交通を確保するため、県道阿児磯部鳥羽線(今浦～安楽島)、市道五ヶ谷線および横山線、主要地方道鳥羽磯部線(松尾～畔蛸)の整備を促進します。
- 地域連携や防災性の向上など市東部の連絡機能を強化するため、災害避難用バイパスの整備を検討します。

③市街地等の骨格を形成する幹線道路等の整備

- 安全な歩行環境を確保するため、都市計画道路※鳥羽加茂線の整備を検討します。
- 長期にわたって未着手となっている都市計画道路については、「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、将来交通量や市民等のニーズを踏まえつつ、既存路線の活用や交通規制などを含めて整備の必要性を点検・検証し、変更・廃止などの見直しを検討します。
- 都市計画道路岩崎樋の山線については、中心市街地における歴史的環境と調和した人と車が共生するみちづくりに配慮しつつ、廃止を含めた適切な整備方向を検討していきます。

④離島と本土の連携強化を図る幹線道路等の整備

- 離島と本土との交通の利便性を高めるため、(仮称)小浜答志道路の早期実現を促進します。

⑤生活道路の整備

- 日常生活における快適で便利な交通を確保するため、主要な市道の整備に努めます。
- 既存市街地・集落等において、安全面や防災面で問題がみられる狭あいな主要生活道路については、車両通行規制による安全な通行の確保や、道路の拡幅に努めます。

⑥快適な道路空間の整備

- 市民の道路美化意識の向上や、地域におけるコミュニティ活動の活性化をめざし、アダプト制度※の導入に取り組めます。
- 安全な車両通行の確保と犯罪防止のため、カーブミラーなどの交通安全施設や防犯灯の設置を進めます。

⑦道路のバリアフリー化

- ・人や車の交通量が多い鉄道駅周辺や公共施設集積地周辺等では、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の設置や段差の解消、手摺り等の設置など、道路のバリアフリー化を推進します。

⑧駐車場の確保

- ・中心市街地および鉄道駅周辺等においては、路上駐車を排除し、円滑な道路交通や緊急車両の通行を確保するため、市民の協力を得ながら空地等を活用し駐車場の確保に努めます。
- ・毎年ゴールデンウィークとお盆の観光シーズンにおける駐車場対策として実施されている、シャトル船による送迎サービスの利用を促進するため、車での来訪者へのさらなるPRや情報提供に努めます。

3)公共交通の方針

①公共交通の一体的な取組み

- ・バス、市営定期船経営の健全化を推進するため、効率の良い運行(運航)をめざすとともに、市民・事業者で支えていく仕組みを検討します。

②公共交通のバリアフリー化の促進

- ・公共交通ターミナルや歩行者空間、輸送機関等におけるバリアフリー化を進めます。

③バスの利便性の向上

- ・バスについては、日常生活の利便性の確保や地域コミュニティの活性化に寄与する交通機関として、他の公共交通(市営定期航路・鉄道)への乗り継ぎ時の利便性の向上や、道路整備と連携した停留所の配置の見直しを行います。

④鉄道サービスの充実

- ・JRについては、輸送時間の短縮化を図るため、「快速みえ」の増便と多気－鳥羽間の複線電化を働きかけていきます。
- ・鉄道利用を促進するため、JR鳥羽駅前広場の利便性および機能向上に努めます。

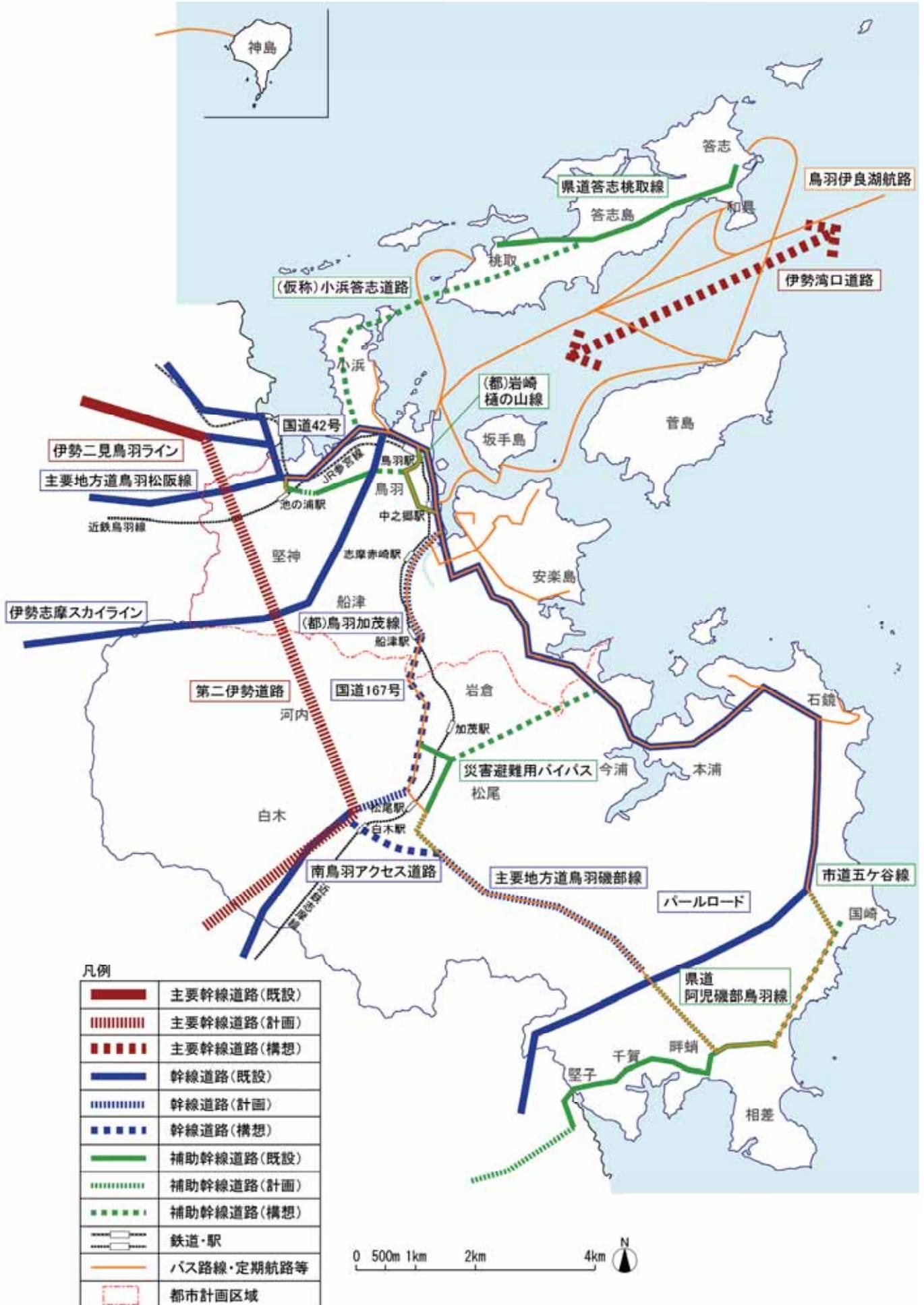
⑤ 海上交通の利便性の向上

- 関係機関と協力しながら、鳥羽伊良湖航路の維持・向上を推進していきます。
- 鳥羽マリンターミナルと鳥羽駅の連携による、観光・生活交通機能の充実に努めます。
- 市営定期航路については、離島住民、観光客の立場に立った運航ダイヤの工夫や離島間連絡航路の導入等を検討します。

⑥ 港湾機能の強化

- 国際観光港として市民と観光客の魅力的な集い空間を創造するため、鳥羽マリンタウン 21 計画における港湾整備を推進します。
- 的矢港池尻地区については、漁業等の産業拠点として機能向上に向けた調査を働きかけます。

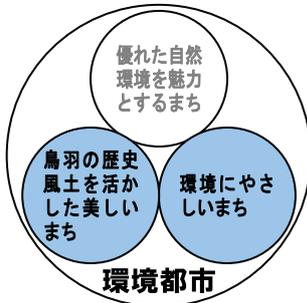
道路・交通の方針図



(3)公園・緑地の方針

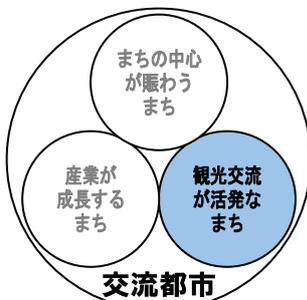
1)公園・緑地の基本的な考え方

【環境都市】



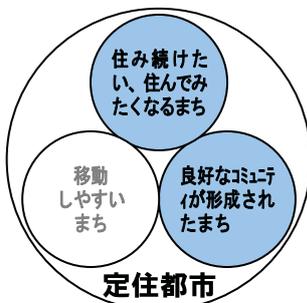
- 緑豊かで美しい都市環境を形成するため、市民協働のもと、自然・田園資源を活かした休憩空間の確保や地域の緑化、美化活動を推進します。
- 地球温暖化対策として公共施設などでの緑化を推進します。

【交流都市】



- 公園緑地や遊歩道などは、地域の観光拠点などとのアクセス性も考慮しつつ、観光客も利用しやすい憩いの空間としての整備を推進します。

【定住都市】



- 既存の公園緑地は、公共施設、地域の自然・田園・歴史・文化等の地域資源と連携しながら、市民が利用しやすい憩いの空間としての整備を推進します。
- 地域コミュニティ活動の場、防災拠点、さらには地域の環境や景観を向上させる空間としての機能を高めます。

2)公園・緑地の方針

①利用しやすい安全・安心な公園等の確保

- ・ 既存公園の安全な利用を促進するため、公園の長寿命化と併せて施設の更新を検討します。
- ・ 地域交流の活性化を推進するため、地域住民ニーズや地域性を踏まえつつ、既存公園における地域イベントや花と緑による緑化を推進します。
- ・ 市民の健康増進の場として、鳥羽中央公園等の利用促進や学校施設の開放との連携を行うとともに、スポーツ・健康運動をテーマとした幅広い市民が親しめる交流イベントの充実に努めます。
- ・ 子どもや高齢者等が安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化を計画的に進めます。

- 地域でのコミュニティ活動を維持・活性化するとともに、身近な遊び場や災害時における避難地、延焼遮断空間を確保するため、学校施設の開放や民間開発等による公園・緑地等の確保・誘導、空地等の利活用などに努めます。
- 身近に広がる緑や地域の文化を気軽に楽しめるようにするため、地域住民との協働のもと、自然・田園・歴史・文化等の各種地域資源周辺における休憩空間の確保に努めます。
- 本市における総合的かつ具体的な緑地の適正な保全および緑化の推進を図るとともに、公園緑地の利用促進を図るため、都市緑地法に基づく緑の基本計画*の策定を推進します。

②鳥羽港佐田浜地区周辺における交流の場の整備

- 鳥羽港佐田浜地区では、観光客と地域住民との交流で賑わう港をめざし、港と一体的に利用できる多目的広場の整備を進めます。

③都市計画公園の見直し

- 都市計画決定されているものの長期間未整備となっている行者森墓園については、周辺の民間墓地の立地状況等を踏まえながら、計画の見直しを検討します。

④遊歩道の整備

- 観光の振興と併せて市民の健康増進などに活用するため、既存ウォーキングコースの利用促進と適正な管理に努めるとともに、新たな観光資源の掘り起こしと併せた遊歩道の整備に取り組めます。
- 各種地域資源の相互利用と回遊性を確保し、地域学習、環境学習等を推進するため、モデルルートの実施やサイン整備を進めます。

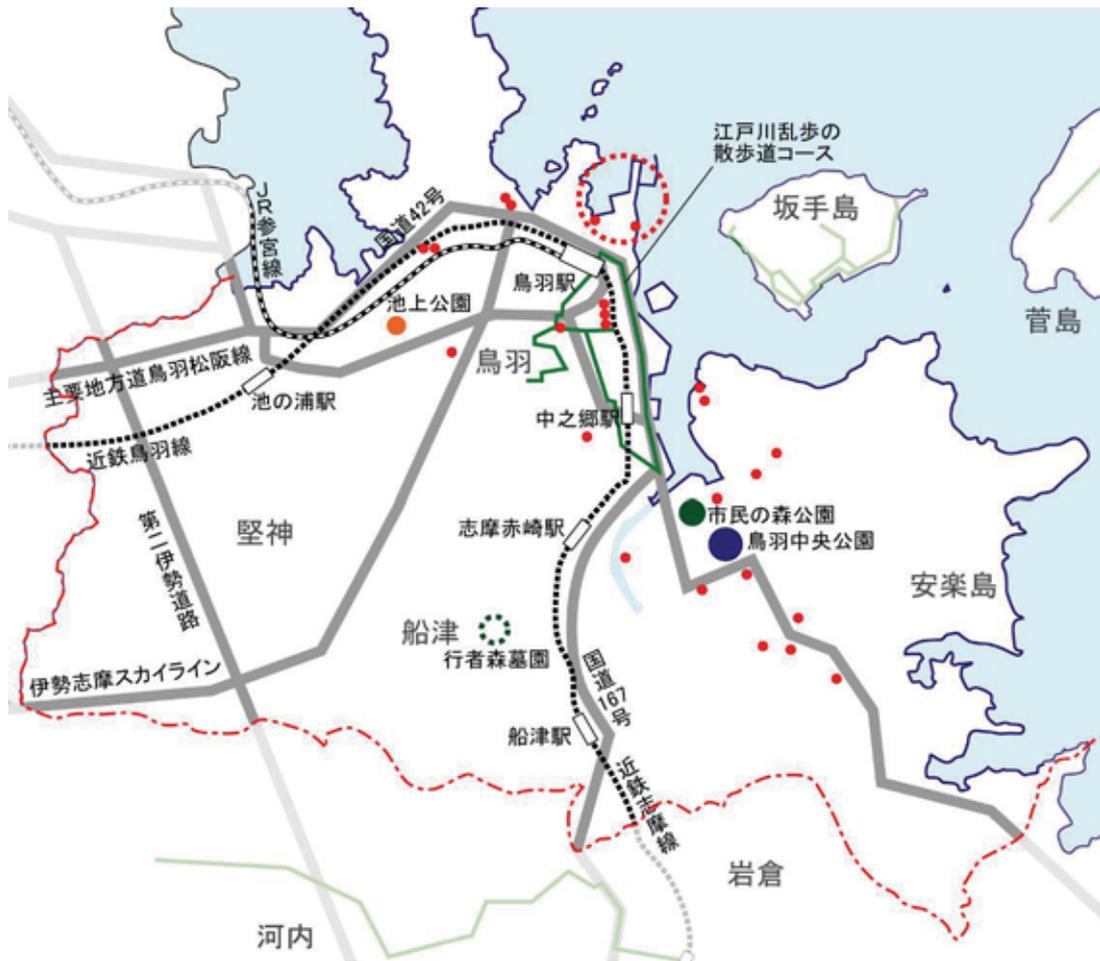
⑤公共施設における緑化の推進

- 地球温暖化対策と併せて公共施設の緑化を推進するため、「みどりのカーテンプロジェクト」等の取り組みを推進します。

⑥市民協働による緑化の推進

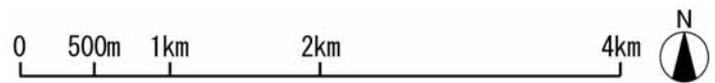
- 緑豊かでうるおいのある市街地環境を形成するため、地区計画*や緑地協定*等を活用し、住宅地や商業地、工業地における緑化を推進します。
- 地域の緑化を促進するため、緑化推進団体との連携による花いっぱいのもちづくりを推進するなど、市民主体による地域の美化活動を促進します。

公園・緑地の方針図 <都市計画区域内>

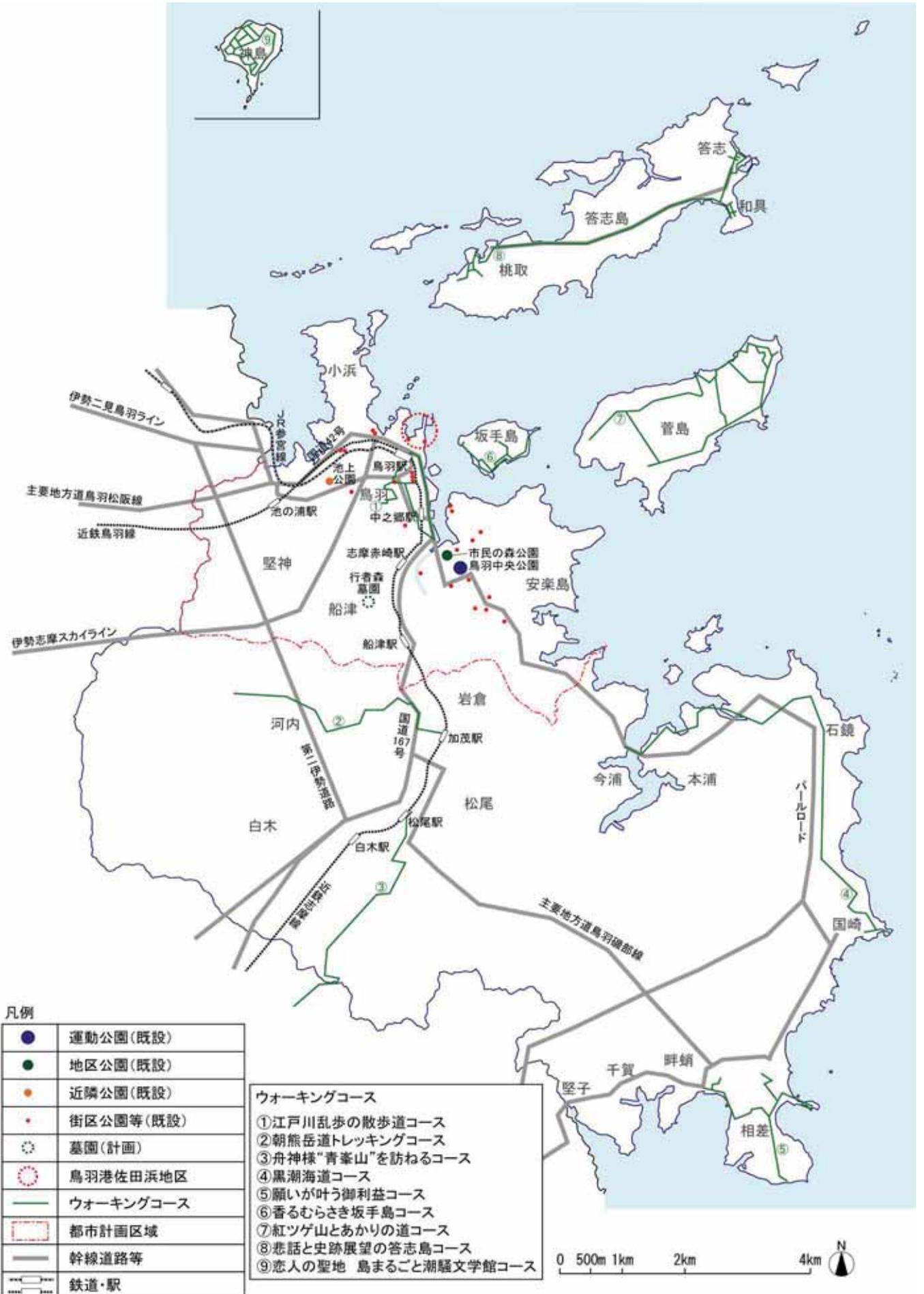


凡例

●	運動公園(既設)
●	地区公園(既設)
●	近隣公園(既設)
●	街区公園等(既設)
⊙	墓園(計画)
⊙	鳥羽港佐田浜地区
—	ウォーキングコース
—	都市計画区域
—	幹線道路等
—	鉄道・駅



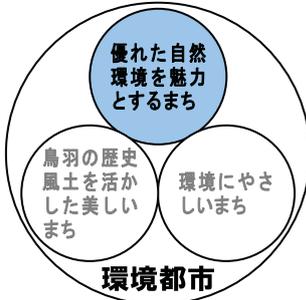
公園・緑地の方針図 <市全域>



(4)生活排水処理・河川の方針

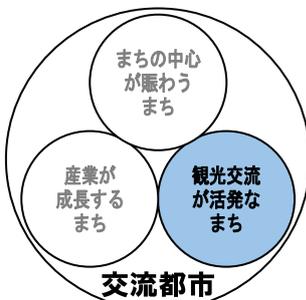
1)生活排水処理・河川の基本的な考え方

【環境都市】



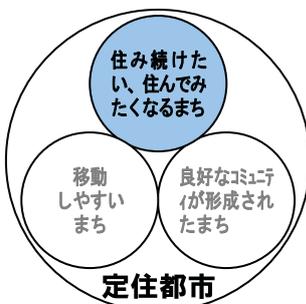
- 生活環境、海洋環境を保全するため、下水道の適切な維持管理、合併処理浄化槽^{*}の設置促進などにより、生活排水対策を推進します。
- 生態系に配慮した河川環境を保全するため、地域の意見を踏まえつつ、環境面に留意した河川の整備に取り組みます。

【交流都市】



- 人と川のふれあいの場を確保するため、親水空間の整備など、うるおいが感じられる河川空間を創出します。

【定住都市】



- 生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に向けて、合併処理浄化槽等の設置等を推進します。
- 安全でうるおいの感じられる河川空間を創出するため、地域の意見を踏まえ、治水・利水に留意した総合的な河川の整備・保全に取り組みます。

2)生活排水処理の方針

①下水道、集落排水処理施設等の整備と適正な維持管理

- ・ 相差・畔蛸地区内においては、特定環境保全公共下水道事業の適切な維持管理を継続します。また、他の地域については、公共下水道事業の推進には多大な経費と長い年数が必要なことから、当面は合併処理浄化槽などの整備手法により生活排水対策を推進します。
- ・ 漁業集落における生活環境・海洋環境を保全するため、関係住民の理解と協力のもと、処理区の選定や制度などについて研究を進め、漁業集落排水施設の整備を検討します。なお、現在離島および本土の7地区(桃取町、菅島町、答志町、神島町、浦村町(本浦)、石鏡町、国崎町)が対象となっていますが、事業の推進には多大な経費と長い年数が必要なことから、当面は合併処理浄化槽などの整備手法により生活排水対策を推進します。

②合併処理浄化槽の設置促進と汚泥の再利用

- ・ 現在取り組んでいる個人設置型の「浄化槽設置整備事業」を見直し、「浄化槽市町村整備推進事業」に移行することを検討します。
- ・ 妙慶川周辺については、合併処理浄化槽整備重点地区としてその整備を推進します。
- ・ し尿や浄化槽汚泥の再利用を進めるため、引き続き、資源化を促進します。

3)河川の方針

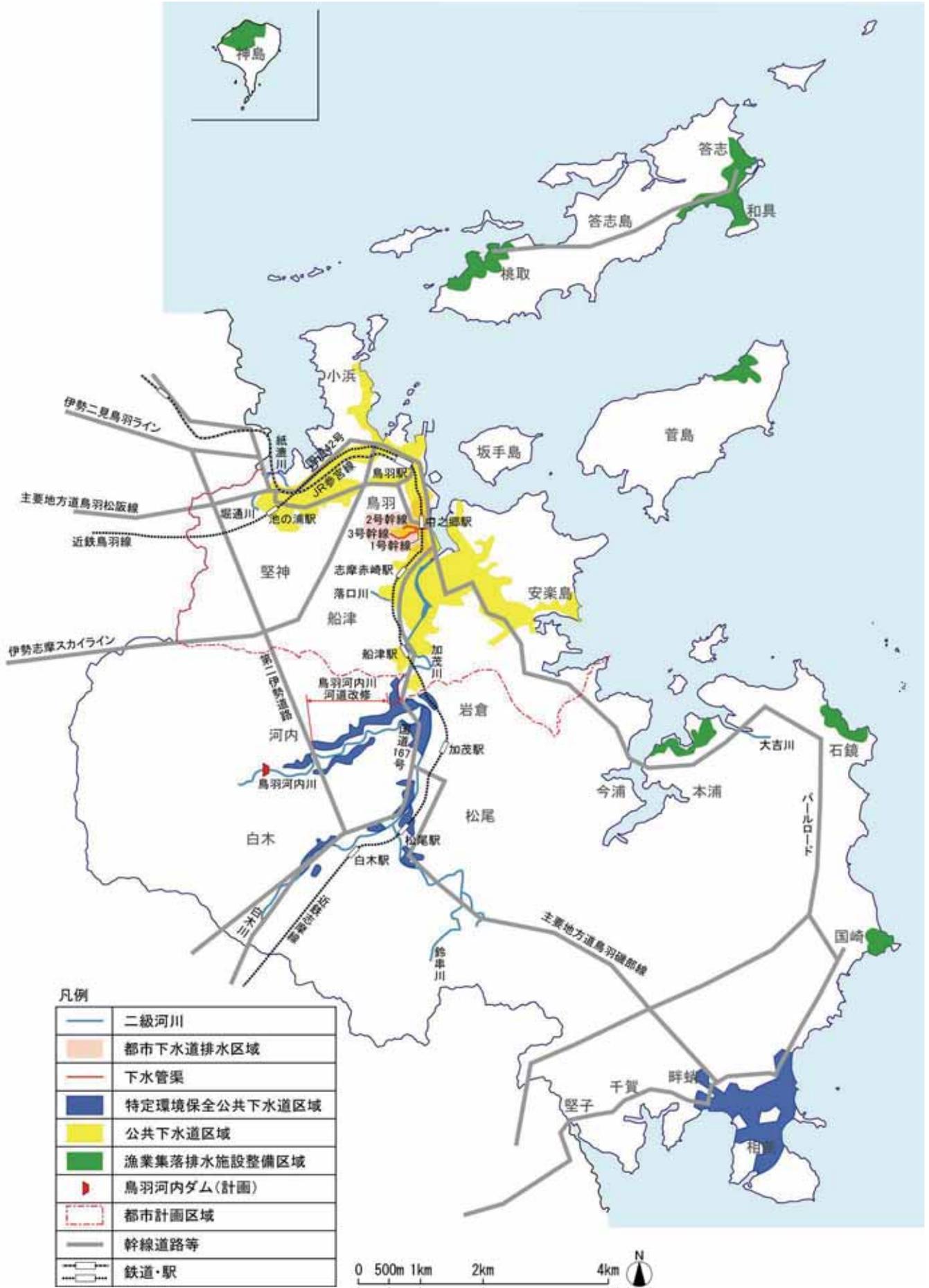
①河川改修等の促進

- ・ 洪水における甚大な被害を防ぐため、環境への影響の低減に努めつつ、鳥羽河内川上流に洪水調節施設として鳥羽河内ダムの建設を促進します。

②河川環境の保全・復元

- ・ 加茂川流域の風土、歴史・文化を踏まえ、自然環境、社会環境、河川利用の実態および多様な動植物の生息・生育環境に配慮しつつ河川環境の保全、復元を働きかけます。
- ・ 鳥羽河内川では多様な生物の良好な生育環境となっている瀬、淵、水際植生や河畔林、河道内に点在するアユ、ウグイの産卵場の保全・復元に努めます。
- ・ 環境教育の推進や人と川のふれあいの場を確保するため、水際に近づくことのできる親水空間の整備を促進します。

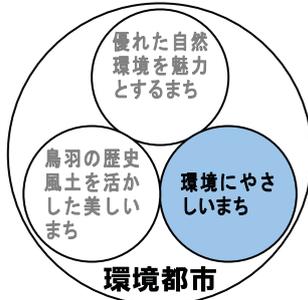
生活排水処理・河川の方針図



(5) その他公共施設の方針

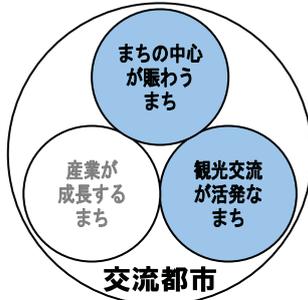
1) その他公共施設の基本的な考え方

【環境都市】



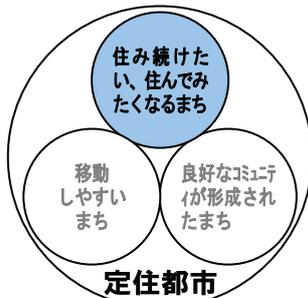
- 廃棄物処理施設や環境に関する学習施設等の充実に努めます。

【交流都市】



- 観光や地域交流を促進させるため、鳥羽市中心部における観光・交流施設を充実させ、その機能強化に努めます。

【定住都市】



- 老朽化した公共施設の改修を進めるとともに、バリアフリー化を推進し、誰もが安心して公共施設が利用できる環境を確保します。
- 少子高齢化に対応した教育施設の充実に努めます。

2)その他公共施設の方針

①交流施設の整備・充実

- ・ 誘導サインや解説サイン等の情報装置について、デザインや表記の統一、外国語併記等の整備を推進します。
- ・ 地域交流やコミュニティ活動を促進するため、老朽化が著しい集会施設等については、市民の意向を踏まえつつ、改修の検討を行います。
- ・ 子育てサロンや高齢者サロンを設置し、子育て支援活動や高齢者および世代間交流活動を促進します。
- ・ 少子高齢化に対応し、空家等における託児所やグループホームなどの活用を検討します。

②教育施設の充実

- ・ 小中学校の教育施設については、少子化や過疎の現状を踏まえた学校統廃合の計画を策定します。また、計画に基づき通学手段の整備や、建替、改修を含めた学校の耐震化を進めます。

③計画的な上水道施設の改善

- ・ 水道事業のめざすべき将来像を実現するための方策を示す「鳥羽市地域水道ビジョン」の策定に取組みます。
- ・ 上水道を安定供給するため、水道施設の耐震化や改修に係る計画を策定し、老朽化した水道管の布設替えや設備の改良などの整備を進めます。

④環境施設の適正な管理・運営

- ・ 環境に関する活動や環境学習を促進するため、その拠点施設であるリサイクルパークの適正な管理・運営を行います。

⑤一般廃棄物処理施設等の整備

- ・ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、鳥羽志勢広域連合における安全で効率性の高い一般廃棄物処理施設の整備を促進します。
- ・ 地域でのリサイクルストックヤードの設置を検討します。

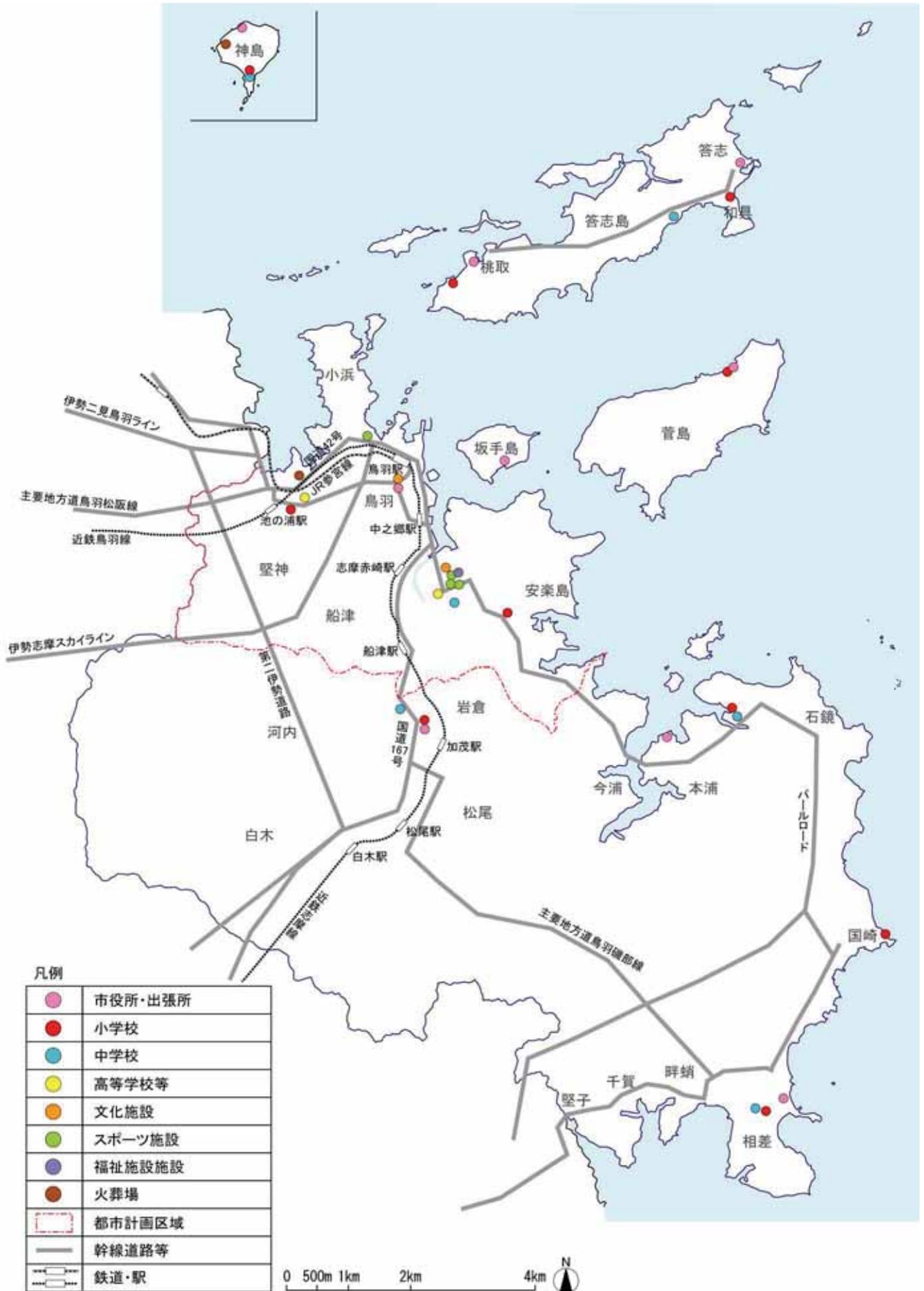
⑥火葬場の維持

- ・ 市内2箇所の火葬場の老朽化が進んでいるため、施設のリニューアル化等を検討していきます。

⑦公共施設のバリアフリー化の推進

- ・ 公共施設においては、高齢者や障がい者、子どもや妊婦など誰もが安心して移動できるよう、段差の解消やエレベーターの設置などに努めます。
- ・ バリアフリー化された公共施設の周知に努めます。

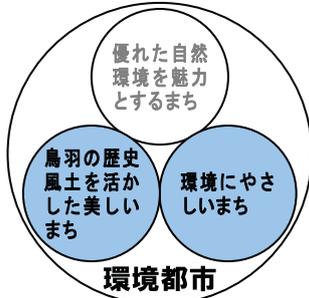
その他公共施設の方針図



(6)市街地・住宅地の方針

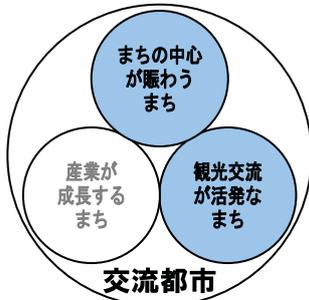
1)市街地・住宅地の基本的な考え方

【環境都市】



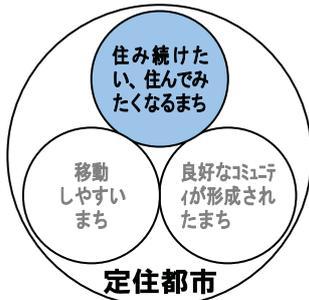
- 豊かな自然環境との調和や地域資源を活かした景観の形成など、周辺環境に配慮したまちづくりに努めます。

【交流都市】



- 自然環境を活かした観光交流や市民交流を促進するため、賑わいのある広域観光交流拠点の形成や地域生活拠点の充実に努めます。
- 港町・城下町の歴史・文化的資源を活用し、魅力ある商業環境の形成や賑わい空間の創出などにより、中心市街地の再生に努めます。

【定住都市】



- 高齢化が進んでいる住宅団地等の再生に努めます。
- 良好な自然環境と調和した快適な住まいづくりを支援するとともに、市営住宅の適正な維持・管理に努めます。

2)市街地の方針

①広域交流拠点の整備

- 鳥羽駅から鳥羽港佐田浜地区周辺にあつては、賑わいのある商業・交流機能等の確保や交通結節点の機能強化など、魅力と活力に満ちた広域的な交流拠点を形成するため、鳥羽マリンタウン21計画を推進します。

②歴史・文化拠点の市街地環境の向上

- 港町・城下町としての歴史的・文化的資源に恵まれたまちの魅力を活用しながら、鳥羽城跡を中心とした市街地の修景整備を進めます。
- 著しい高齢化の進行に伴い、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、安全な歩行空間の確保やバリアフリー化を推進します。
- 道路が狭く老朽木造建築物が密集し、震災や火災による大規模な被害が予測される地区については、市民協働により、歴史的なまち並みに配慮しつつ、共同・協調建替や面的整備*などを検討します。

③市民生活拠点の環境の充実

- 大型商業施設や公共施設が集積する鳥羽商工会議所周辺においては、商業・業務機能とともに、医療・福祉、コミュニティ機能など多様な都市機能の強化に努めます。
- 快適で魅力ある拠点空間の維持・向上に努めるため、バリアフリー化の推進や景観の向上とともに、市民の森公園等の公共施設の利用を促進する環境整備に努めます。

④産業拠点の充実

- 雇用の場の確保や定住化を促進するため、自然環境への影響に十分配慮しつつ、第二伊勢道路のインターチェンジに近接する松尾工業団地への企業誘致を推進します。

⑤大規模未利用地の整序

- 用途地域内の大規模な未利用地については、地区計画等を活用し、周辺環境と調和した良質な開発誘導を検討します。

3)住宅地の方針

①住宅団地の再生

- ・ 高齢化が進んでいる住宅団地を再生し、幅広い世代の居住を促進するため、空家等を活用した購買施設や介護施設、託児所等の確保とともに、まちのバリアフリー化を検討します。

②魅力ある居住環境の維持・向上

- ・ 拠点以外の市街地等においては、地域の特性を活かした良好な住環境の確保や地域の実状に応じたきめ細かなまちづくりを推進するため、地区計画、建築協定等のまちづくり制度の普及に努めます。
- ・ 環境にやさしい住まいづくりを促進するため、太陽光発電システムの導入等を支援します。

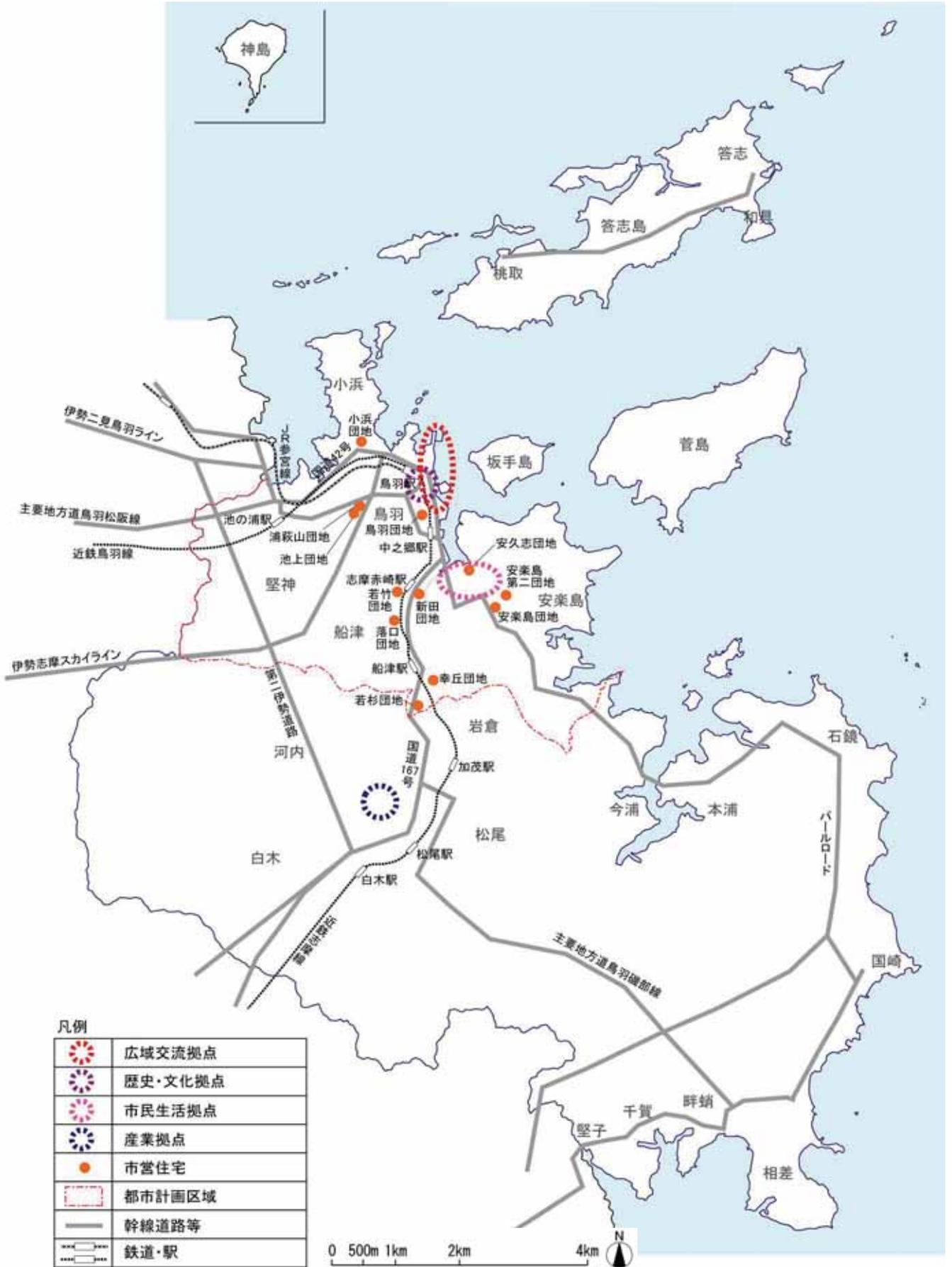
③子育てファミリーや高齢者等が住み良い住宅の確保

- ・ 子育て世帯や高齢者等の安全で住み良い居住環境を確保するため、住宅のバリアフリー化や耐震診断・補強工事等を支援するとともに、空家を活用した居住促進を検討します。

④市営住宅の適正な管理

- ・ 老朽化し耐震基準を満たしていない市営住宅については、順次除却を行います。一方、耐震基準を満たしている市営住宅については防水機能等の改善および長寿命化に努めます。

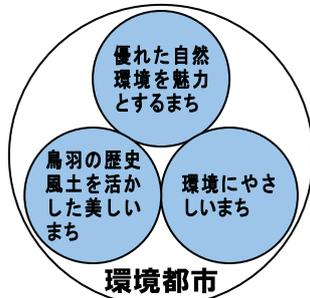
市街地・住宅地の方針図



(7)地域環境・景観の形成方針

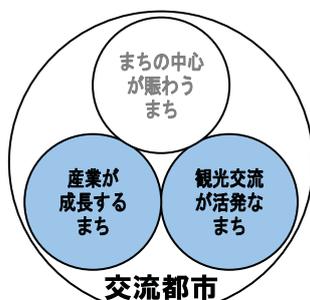
1)地域環境・景観形成の基本的な考え方

【環境都市】



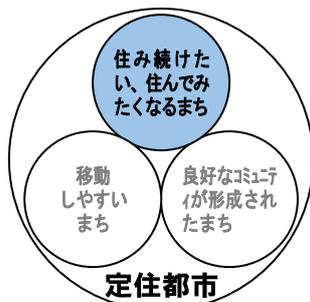
- 全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、その優れた自然環境の保全・育成に取り組めます。
- 地域の特性に応じた景観を創出するため、個性と秩序ある景観づくりを推進します。
- 持続可能な社会を形成するため、市民協働による環境にやさしいまちづくりの取組みを推進します。

【交流都市】



- 環境と調和した産業の育成や観光と一体となったまちづくりを推進します。
- 地域環境の効果的な活用と保護を両立させるため、さまざまな主体が関わる鳥羽市エコツーリズム推進協議会の取組みを支援します。
- 国際観光文化都市としての魅力や、市民の居住魅力である鳥羽らしい景観の保全と創造に取り組めます。

【定住都市】



- 地域への愛着を醸成し、市外への流出抑制や市内への定住促進につなげるため、良好な住宅地景観の形成や文化的な景観の向上に努めます。
- 総合的な景観行政を推進するため、景観法の活用による建築物の形態・意匠、色彩や屋外広告物等の規制・誘導に取り組めます。

2)地域環境の形成方針

①自然環境の保全

- 本市の観光魅力や定住魅力となっている豊かな自然環境を守り育てるため、鳥羽市民の環境と自然を守る条例、自然公園法、風致地区、鳥獣保護区等により、引き続き自然環境の保全に努めます。
- 国立公園特別地域と都市計画区域が重複する区域については、市街化を抑制するなど、優れた自然環境を保全します。
- 安全・安心な温泉地としてのイメージを高めるため、源泉の保護や泉質点検に取り組めます。

②自然、歴史・文化的遺産の活用

- 民間・関係機関等との連携による観光振興をめざし、中核施設である鳥羽水族館、ミキモト真珠島、イルカ島、鳥羽展望台、海の博物館等の施設内容の充実や、資料館や見学施設などその他観光施設の有効活用を推進します。
- 多様な観光資源を活用するため、市民団体が中心となって進めているエコツアー等ガイドツアーのプログラムの拡充に取り組めます。
- 歴史・文化遺産である「鳥羽城跡とその城下町のまち並み」を活かしたまちづくりを推進するため、歴史的なまち並み景観の形成とともに、周遊性の向上に努めます。
- 本市の代表的な観光資源である海や離島の自然をはじめ、漁村集落における文化的景観の向上をめざし、海女文化に代表される漁村集落の暮らしや伝統文化を保全・継承します。
- 市民の地域への誇りや愛着を醸成するため、本市の自然資源や歴史・文化に関する研究や地域学習などを推進するとともに、市民が自主的に企画・運営する地域資源を活かしたまちづくり活動を促進していきます。

③環境と調和した産業の育成

- 農業を主な基盤とする地域では、無・減農薬栽培など自然環境への負担の少ない農業や市民農園などへの展開を促進します。
- 観光事業の展開と併せて、農産物や海産物の地産地消*を進めるため、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、市観光協会と連携した地場産直売所などの設置を検討します。
- 漁村特有の文化やまち並みの魅力を活用した都市住民等との交流機会の創出に努めます。
- 優れた自然や生物、自然の恵み(食材等)とふれあうことのできるエコツーリズムの展開を推進します。
- 水産業を海、海岸、漁港の持つ多面的な価値を活かす「海業」と位置づけ、漁業と観光業や商工業等と連携したブルーツーリズム、自然環境や温泉、地産地消の食材等のもつ治癒力、健康維持への効用を活かしたヘルスツーリズムの展開を推進します。

④市民協働による環境保全の取組み

- ・ 環境にやさしいまちづくりを推進するため、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進についての啓発活動等を行うとともに、市民協働による環境保全への取組みを促進します。
- ・ 観光関連事業におけるリサイクルの取組みを促進します。
- ・ 不法投棄を未然に防ぐため、市民・事業者や警察と連携し、監視・指導・防止体制の強化、定期的な清掃や禁止看板等の設置を行うとともに、こうした活動に取り組む団体などへの支援を行います。
- ・ 生活環境を保全するため、工場や事業所などにおける騒音、振動、悪臭等の抑制に向けて指導・誘導を図ります。

3)景観の形成方針

①鳥羽らしい景観の保全と魅力強化

【森林・海岸景観】

- ・ 全域が伊勢志摩国立公園に指定され、美しいリアス式海岸や背後の森林、鳥羽湾に浮かぶ島々などを有する自然環境は、本市の居住魅力や観光魅力を支える重要な資源であることから、自然公園法に基づく規制や景観法、鳥羽市民の環境と自然を守る条例^{*}を活用し保全します。また、秩序ある建築物の形態、意匠および色彩等や開発等に係る修景緑化等の規制・誘導に努めます。
- ・ 鳥羽湾においては、「養殖筏」などに代表される地域の漁業と調和した自然景観の保全に努めます。
- ・ 美しい自然景観等を阻害するホテル等の廃屋については、施設や敷地の利活用に向けての改築や撤去等を促すとともに、景観保全のための規制誘導の仕組みづくりを検討します。

【眺望景観】

- ・ 伊勢志摩国立公園の雄大な自然景観や鳥羽三山の眺望を確保するため、良好な視点場の整備に努めます。

【河川景観】

- ・ 快適な水辺環境を維持・向上するため、妙慶川などの水辺において、ごみの撤去や定期的な清掃等による美化に取り組めます。
- ・ 河川の改修等に当たっては、周辺環境や自然環境との調和に配慮しつつ、うるおいのある河川景観の形成に努めます。

【田園景観】

- ・ 農地の荒廃化を防止し、のどかな農村環境・田園景観を維持するため、耕作放棄地への景観形成作物の栽培などを促進し、農地の保全と有効利用に努めます。

【歴史景観】

- ・ 港町・城下町である鳥羽城跡周辺や漁村集落においては、歴史風土を活かした個性ある景観づくりを推進するため、特色のある文化的景観の保全とともに、歴史的なまち並み景観の創造に努めます。
- ・ 本市の歴史・文化遺産である文化財、史跡等については、優れた景観資源であることから、その保護に努めます。

②観光地としてふさわしい拠点・沿道景観の創造

【拠点景観】

- ・ 鳥羽駅から鳥羽港佐田浜地区周辺においては、“鳥羽の玄関口”に相応しい景観を創出するため、鳥羽マリンタウン 21 計画を推進し、駅と海・港、まち並みが一体となった景観整備をはじめ、歓迎表現の演出や回遊性のある空間等の形成に取り組めます。

【沿道景観】

- ・ 観光地にふさわしい沿道景観を形成するため、幹線道路である国道 167 号、42 号やパールロードの沿道建築物や広告物等について秩序ある規制・誘導を行います。
- ・ 美しい車窓景観を創出するため、沿道での花の植栽を推進します。
- ・ 快適な歩行空間を形成するため、歩道の美装化に努めます。

【商業地景観】

- ・ 商業地や旅館街等においては、快適で賑わいのある景観を形成するため、秩序ある建築物の形態、意匠や色彩の誘導とともに、もてなし空間の演出を誘導します。

③定住環境の向上に資する個性と秩序ある身近な景観の向上

【住宅地景観】

- ・ 既存の住宅地や新たな住宅開発地においては、地区計画や景観計画[※]等の活用により、良好な住宅地景観の維持・向上に努めます。

【公共施設景観】

- ・ 良好な景観づくりの先導的役割を担う公共施設においては、緑化の促進をはじめ、デザインや色彩など景観に配慮した整備を推進します。
- ・ 観光施設等への行き先案内を示す誘導サインや、観光対象の魅力を紹介する解説サイン等の情報装置の整備・充実と併せて、情報装置のデザインや表記の統一化、および外国語併記を推進します。

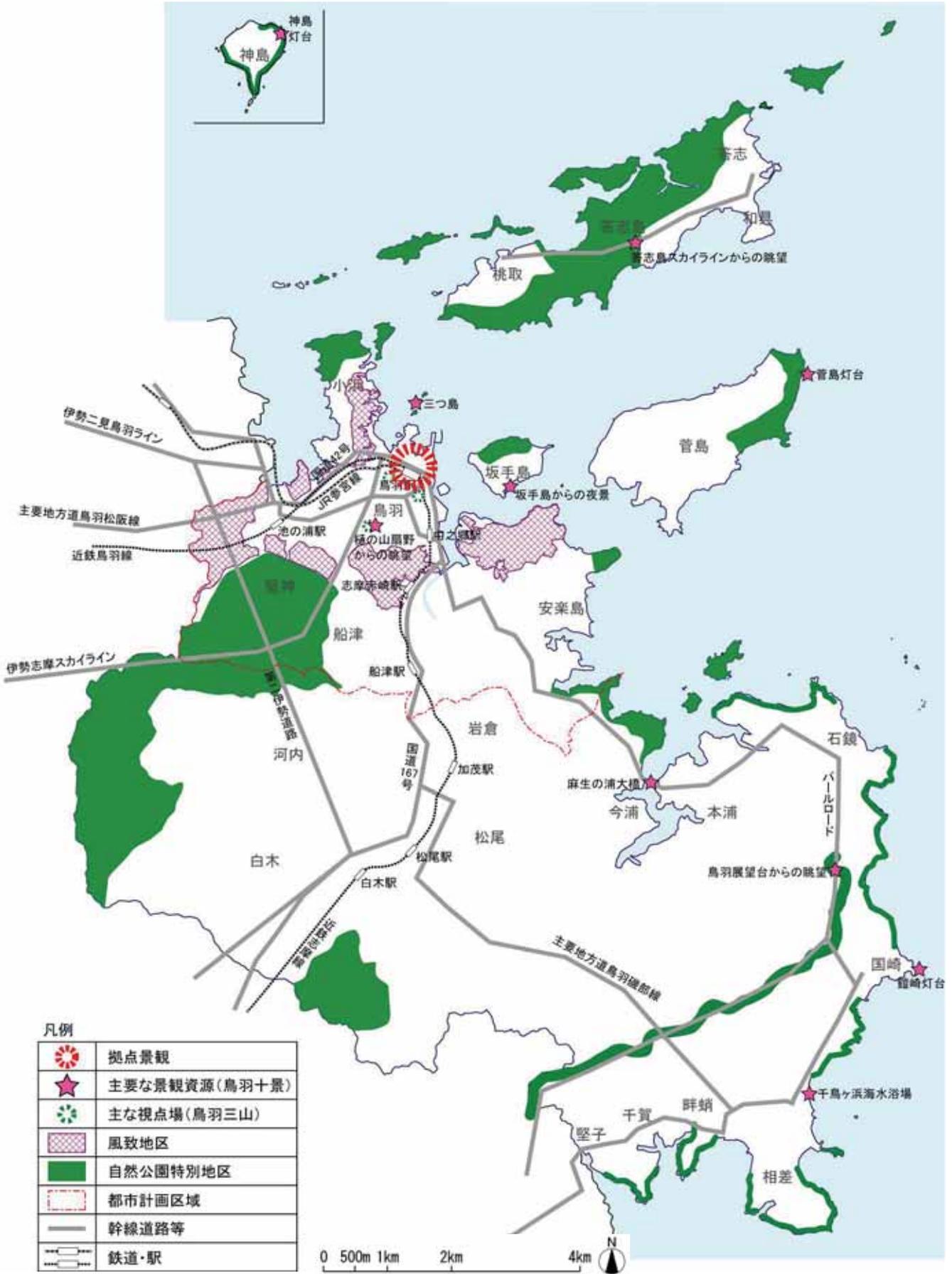
【工業地景観】

- 工業地においては、周辺環境と調和した緑豊かな景観を形成するため、既存工業地や新規工業地における敷地内緑化等を促進します。

④良好な景観形成へ向けてのルールづくりと協働の取組みの推進

- 本市の特性を活かした良好な景観資源の保全と、鳥羽らしい景観の向上によるブランドイメージを強化するため、景観法に基づく景観計画や景観条例の策定を推進するとともに、きめ細かな景観の規制・誘導と、良好な景観形成に向けた協働の取組みを推進していきます。

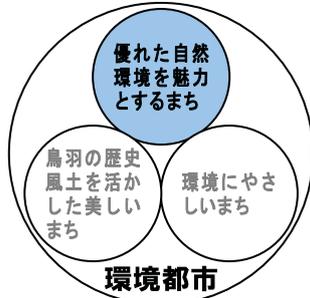
地域環境・景観の形成方針図



(8)都市防災の方針

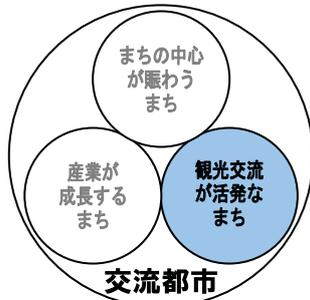
1)都市防災の基本的な考え方

【環境都市】



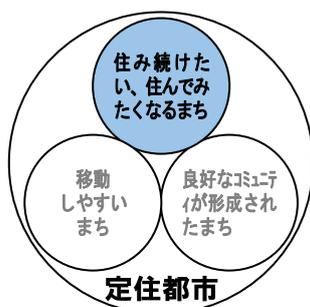
- 山地や、河川においては、自然環境に配慮した防災対策を行います。

【交流都市】



- 災害時には、市民だけでなく宿泊客・観光客等の安全も確保します。

【定住都市】



- 「自らの身の安全は自らが守る」という基本認識のもと、市民一人ひとりが災害から自らを守り、さらに地域の人々が互いに助け合うという意識と行動を高めていきます。
- 今後発生が予想される東海、東南海・南海地震などの大地震や、火災、津波、洪水、土砂災害などの各種災害に備え、建築物の耐震化や防災施設の整備・充実、総合的な防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

2)都市防災の方針

①災害に強いまちづくりの推進

- ・ 緊急輸送路の確保や避難救助機能の強化のため、第二伊勢道路の整備を促進します。また、市南東部の連絡機能を強化するため、災害避難用バイパスの整備を検討します。
- ・ 地震や津波、火災などの災害から人命の安全を確保するため、一時立ち退き場所や避難所の整備を行うとともに、避難地やヘリポート等として活用できるオープンスペースの確保を促進します。また、避難所となる公共施設の耐震化、バリアフリー化を進めます。
- ・ 老朽木造建築物等が密集し、震災や火災による大規模な被害が予測される地区にあつては、市民協働による共同・協調建替や面的整備を検討します。
- ・ 地震や火災などに対する備えとして、住宅や宿泊施設、観光施設、事業所における危険物施設などの建築物の耐震化や不燃化を推進します。また、住宅の耐震診断や補強工事などの支援を行います。
- ・ 耐震性が弱く周辺の土地利用状況からも、防災上問題がみられるホテル等の廃屋については、施設や敷地の利活用に向けての改築や撤去等を促すとともに、規制誘導の仕組みづくりを検討します。
- ・ 災害時の延焼防止や避難、救急救助活動の困難な区域を解消するため、狭あい道路や行き止まり道路の改善、避難路の確保を促進するとともに、防火水槽等の消防水利や消防資機材の充実に努めます。
- ・ 公共施設の耐震性を一層強化するため、新設の公共的建築物については、十分な耐震化とともに、既存建築物の耐震調査および補強を推進します。

②災害予防対策の強化

- ・ 高潮や海岸侵食などの被害を防止するため、防潮堤や離岸堤などの海岸保全施設の整備を促進します。
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所等における土砂災害等を未然に防ぐため、住民の理解と協力を得ながらその対策を促進します。
- ・ 洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、河川や水路の改修などを促進するとともに、山地や緑地等の保全による保水機能の維持増進に努めるなど、総合的な治水対策を推進します。
- ・ 火災時の延焼防止や地震による被害の軽減など、まちの安全性を向上させるため、住宅地においては、倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去や生垣の設置等を推奨します。

③災害応急体制の強化

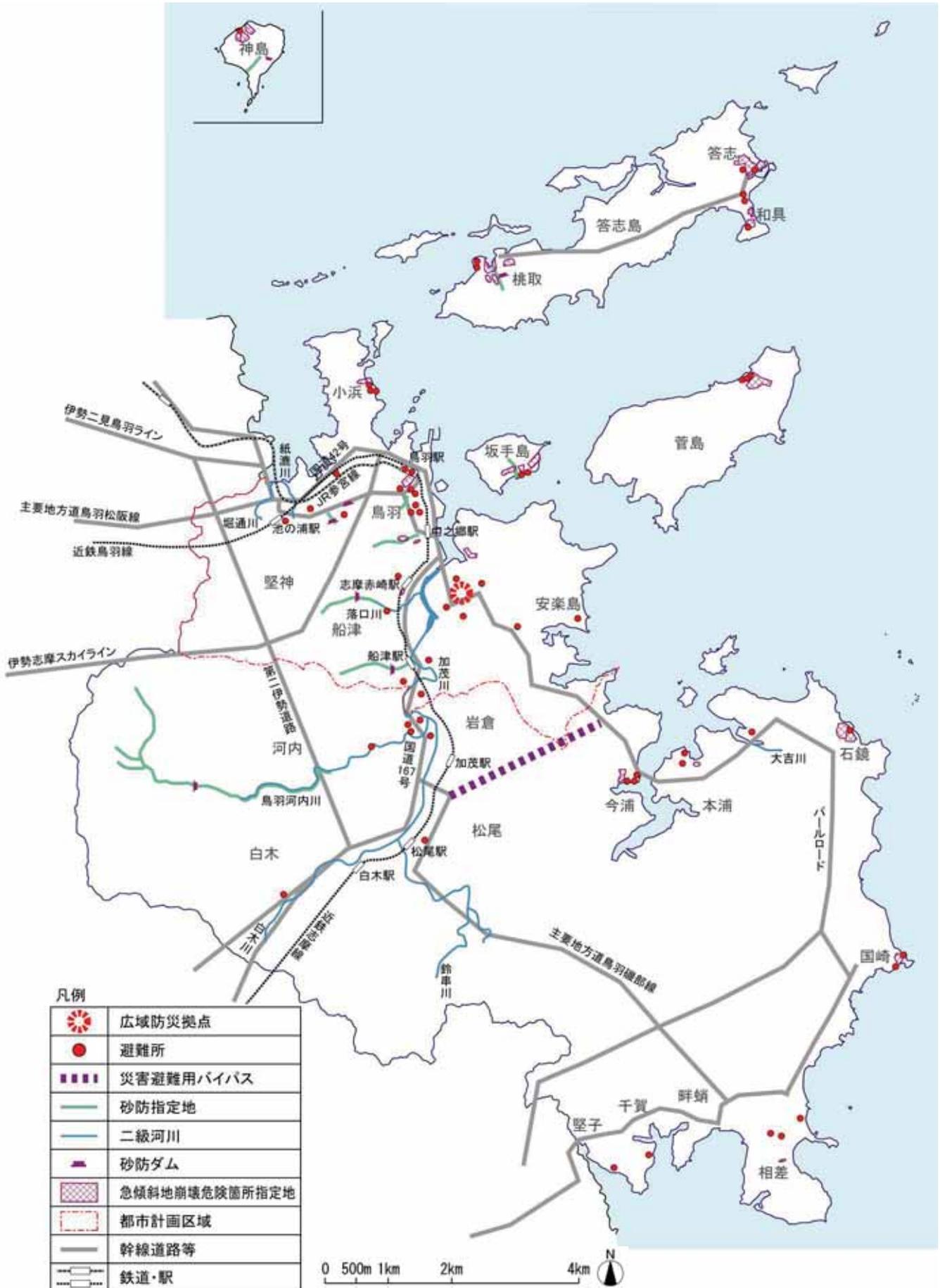
- ・ 災害時における迅速で効果的な初動体制と、広域的な協力連携体制をより強化するため、観測機器の整備や、防災行政無線・防災情報システムなどの構築を推進します。
- ・ 災害時における上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の被害を軽減させるため、耐震性や代替性を確保するとともに、各種関係団体や企業等との支援・応援協定の締結を推進します。

- 災害時における迅速な避難対応を図るため、避難経路の確保と周知に努めます。
- 宿泊客・観光客等への災害・避難情報の的確な提供システムの構築、災害弱者への支援や対応の普及啓発に努めます。

④防災意識の啓発

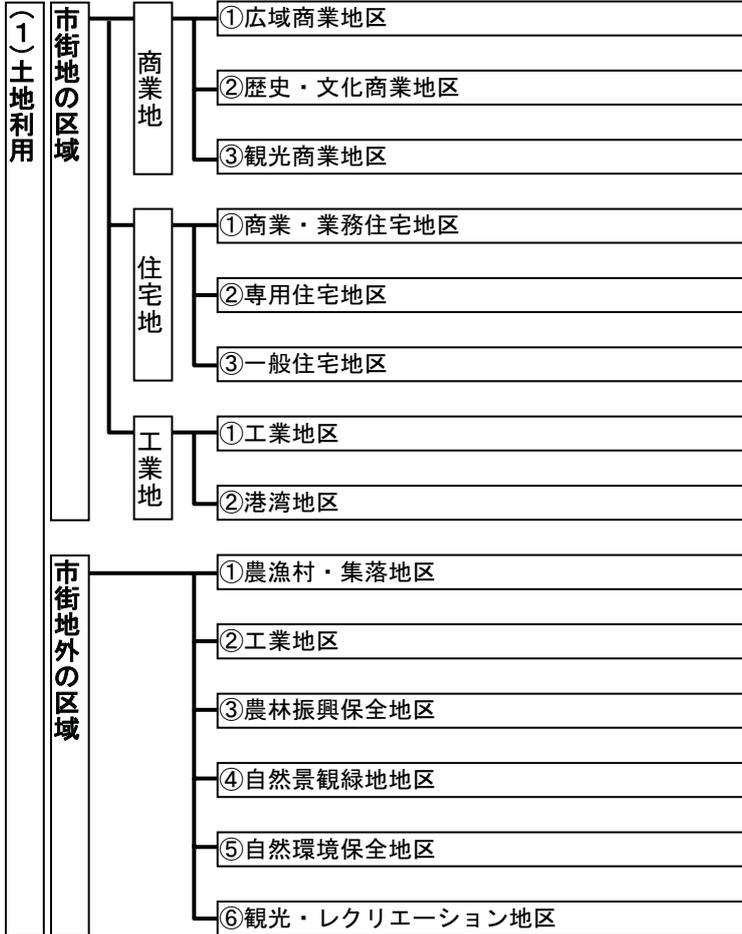
- 市民の防災意識の向上に努めるため、防災教育、広報活動等を推進します。
- 災害時のみならず平常時からの防災意識向上や水防活動を充実するため、ハザードマップの周知徹底に努めます。
- 市民や事業所、観光客等による初動期の防災活動は、被害の未然防止や軽減に効果的であることから、市民協働による防災意識の高揚および防災訓練の実施など自主防災組織の強化に努めます。

都市防災の方針図

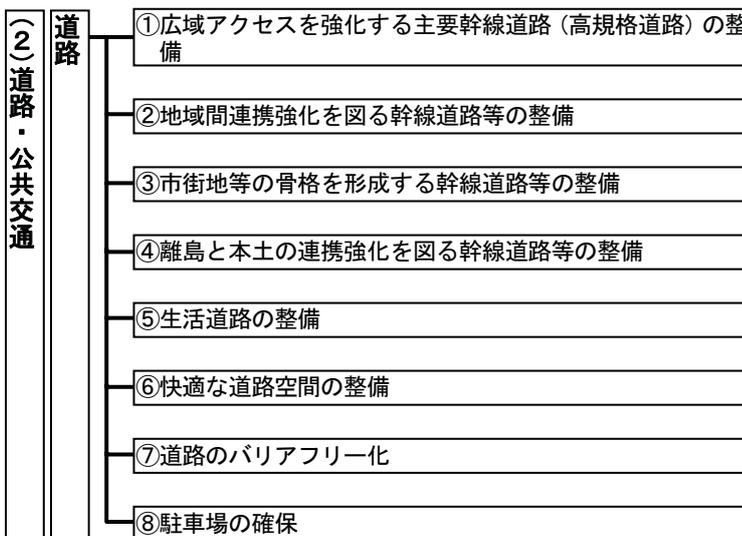


分野別体系表

全体構想で位置づけた「分野別の施策の体系」は、以下に示すとおりであり、各施策の取組みによって、「都市づくりの目標」の実現を図っていきます。



環境都市		交流都市			定住都市			
優れた自然環境を 魅力とするまち	鳥羽の歴史風土を 活かした美しいまち	環境にやさしいまち	まちの中心が 賑わうまち	産業が成長するまち	観光交流が 活発なまち	住んでみたい、 住み続けたい、 なるまち	移動しやすいまち	良好なコミュニティ が形成されたまち
			●			●		
	●				●	●		
					●	●		
						●		●
						●		●
				●		●		
●								
				●				
●								
●								
					●			



				●	●			
				●	●			
							●	
				●	●			
						●		
							●	
						●	●	
					●			

(2) 道路・公共交通	公共交通	①公共交通の一体的な取組み
		②公共交通のバリアフリー化の促進
		③バスの利便性の向上
		④鉄道サービスの充実
		⑤海上交通の利便性の向上
		⑥港湾機能の強化

環境都市			交流都市			定住都市		
優れた自然環境を 魅力とするまち	鳥羽の歴史風土を 活かした美しいまち	環境にやさしいまち	まちの中心が 賑わうまち	産業が成長するまち	観光交流が 活発なまち	住んでみたい、 住み続けたい、 なるまち	移動しやすいまち	良好なコミュニティ が形成されたまち
						●	●	
						●	●	
		●						
		●						
		●		●	●			
				●	●			

(3) 公園・緑地	公園・緑地	①利用しやすい安全・安心な公園等の確保
		②鳥羽港佐田浜地区周辺における交流の場の整備
		③都市計画公園の見直し
		④遊歩道の整備
		⑤公共施設における緑化の推進
		⑥市民協働による緑化の推進

	●					●		●
					●			
						●		
					●	●		
		●				●		
	●							

(4) 生活排水処理・河川	生活排水処理	①下水道、集落排水処理施設等の整備と適正な維持管理
		②合併処理浄化槽の設置促進と汚泥の再利用
	河川	①河川改修等の促進
		②河川環境の保全・復元

●						●		
●						●		
●						●		
●					●			

- (5) その他公共施設
- ① 交流施設の整備・充実
 - ② 教育施設の充実
 - ③ 計画的な上水道施設の改善
 - ④ 環境施設の適正な管理・運営
 - ⑤ 一般廃棄物処理施設等の整備
 - ⑥ 火葬場の維持
 - ⑦ 公共施設のバリアフリー化の推進

環境都市			交流都市			定住都市		
優れた自然環境を 魅力とするまち	鳥羽の歴史風土を 活かした美しいまち	環境にやさしいまち	まちの中心が 賑わうまち	産業が成長するまち	観光交流が 活発なまち	住んでみたい、 住み続けたい、 なるまち	移動しやすいまち	良好なコミュニティ が形成されたまち
			●		●	●		
						●		
						●		
		●						
						●		
						●		
						●		

- (6) 市街地・住宅地
- 市街地
- ① 広域交流拠点の整備
 - ② 歴史・文化拠点の市街地環境の向上
 - ③ 市民生活拠点の環境の充実
 - ④ 産業拠点の充実
 - ⑤ 大規模未利用地の整序
- 住宅地
- ① 住宅団地の再生
 - ② 魅力ある居住環境の維持・向上
 - ③ 子育てファミリーや高齢者等が住み良い住宅の確保
 - ④ 市営住宅の適正な管理

			●		●			
	●					●		
						●		
				●				
		●				●		
						●		
	●	●				●		
						●		
						●		

- (7) 地域環境・景観
- 地域環境
- ① 自然環境の保全
 - ② 自然、歴史・文化的遺産の活用
 - ③ 環境と調和した産業の育成
 - ④ 市民協働による環境保全の取組み

●								
	●				●	●		
				●	●			
		●						

(7) 地域環境・景観	景観	①鳥羽らしい景観の保全と魅力強化
	②観光地としてふさわしい拠点・沿道景観の創造	
	③定住環境の向上に資する個性と秩序ある身近な景観の向上	
	④良好な景観形成へ向けてのルールづくりと協働の取組みの推進	

環境都市			交流都市			定住都市		
優れた自然環境を	鳥羽の歴史風土を活かした美しいまち 魅力とするまち	環境にやさしいまち	まちの中心が賑わうまち	産業が成長するまち	観光交流が活発なまち	住んでみたい、住み続けたい、住んでみたくなるまち	移動しやすいまち	良好なコミュニティが形成されたまち
●	●							
				●	●			
						●		
●	●	●		●	●	●		

(8) 都市防災	①災害に強いまちづくりの推進
	②災害予防対策の強化
	③災害応急体制の強化
	④防災意識の啓発

						●		
●						●		
					●	●		
						●		